



香川県信用保証協会

REPORT

2017



目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
目的・役割	3
シンボルマーク	3
経営理念	4
行動指針	4
沿革	4
第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	5
■ 業務運営方針	5
平成29年度経営計画	7
■ 業務環境	7
■ 業務運営方針	7
■ 業務数値目標	7
事業概況	8
■ 年度別事業概況及び「年度経営計画」計画数値	9
■ 貸借対照表(平成29年3月31日現在)	10
■ 収支計算書(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	11
■ 資金収支表(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)	12
■ 基本財産について	13
■ 収支差額変動準備金について	13
主な取り組みについて	14
■ 香川県中小企業支援ネットワーク推進会議	14
■ 『信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金』の活用	15
平成28年度トピックス	22
■ 金融機関表彰制度	22
■ 保証協会業務講座	22
■ 大学院での講義	23
■ 信用保証協会利用企業動向調査	23
平成28年度経営計画の評価	24
■ 前年度経営計画の重点課題と自己評価	24
業務の紹介	27
■ 信用補完制度の仕組み	27
■ 信用保証制度	28
■ 信用保険制度	28
信用保証協会のご利用にあたって	29
■ ご利用いただける中小企業者	29
■ 保証の内容	30
■ 信用保証料	32
取扱保証制度	34
■ ニーズ別保証制度	34
■ 新保証制度のお知らせ	36
コンプライアンス態勢	37
■ 基本的姿勢	37
個人情報保護への取り組み	38
■ 個人情報保護宣言	38
役員・組織図	40
資料編	42

ごあいさつ

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

この度、ディスクロージャー誌「香川県信用保証協会 REPORT2017」を作成いたしました。本誌を通じて、当協会の経営ビジョンや経営計画、事業実績等についてご理解を深めていただければ幸いです。

さて、県内景気は、全体としては改善傾向にあるものの、中小企業・小規模事業者については、業種や規模によっては景況感にばらつきが見られ、また、条件変更先が高止まりしているなど、多くの事業者が厳しい経営環境に直面していることが窺えます。

このような状況の中、当協会は平成29年度経営計画に沿って個々の企業ニーズに応じた支援に全力で取り組んでいるところです。

その一方で、長期にわたる低金利により保証環境は大変厳しいものがあります。折しも、昨年12月には、国の審議会において、中小企業・小規模事業者を支えるための信用保証制度の必要性が改めて明確にされるとともに、同制度が今後担うべき役割が示されました。これを受けて、去る6月の国会で、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに経営支援を強化していくこと、そのために信用保証協会と金融機関とが緊密に連携する旨を規定した関係法令の改正が行われました。

当協会としても、こうした中小企業金融政策の方向に沿って、「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」を基本に、さらに中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化と経営支援に努めてまいります。

今後とも、役割の重さに常に思いを致しながら、健全な業務運営と効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指して、当協会の役職員一丸となって取り組んでまいります。ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



香川県信用保証協会

会長 高木 孝征

プロフィール

平成29年3月31日現在

名 称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年(昭和24年)9月21日
業務開始年月日	1949年(昭和24年)10月1日
根 拠 法 律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
関 係 法 律	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
基 本 財 産	141億円
保証先企業数	7,399企業
保証債務残高	件数：13,226件 金額：85,048百万円
事 業 所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役 職 員 数	56名

目的・役割

『中小企業者・小規模事業者のために、金融機関とともに』

当協会は中小企業者のために信用保証の業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。中小企業者の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、信用補完制度の仕組みのなかで「公的保証人」となって、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業者を支援する役割を担っています。

シンボルマーク

香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。

イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした生き生きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また、中小企業者、金融機関、協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表しています。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。



1994年(平成6年)10月3日制定

経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と発展に貢献します。このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

沿革

- | | | |
|-------|-----|---------------------------------------|
| 昭和24年 | 9月 | 財団法人香川県信用保証協会設立認可 |
| | 同月 | 財団法人香川県信用保証協会設立登記 |
| | 10月 | 高松市六番町31番地にて業務開始 |
| 昭和25年 | 4月 | 高松市五番町4番地の1へ事務所移転 |
| 昭和28年 | 8月 | 信用保証協会法公布・施行 |
| 昭和29年 | 10月 | 信用保証協会法に基づき組織変更認可 |
| | 同月 | 香川県信用保証協会として組織変更登記 |
| 昭和42年 | 11月 | 香川県中小企業センターへ事務所移転
(高松市丸の内2番地の3) |
| 昭和61年 | 4月 | 香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転
(高松市福岡町2丁目2-2) |

第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

■ 業務運営方針

地域経済や中小企業・小規模事業者の活性化に地域金融機関とともに貢献していくため、公的機関及び金融にかかわる機関としての透明性、公平性の確保や健全な業務運営と経営の効率化に努めるとともに、次の事項を主要項目として取り組みます。

1. 保証の推進

(1) 保証利用向上への取り組み推進

個々の企業の経営状況を踏まえた適時適切な判断を行うとともに、保証完済先の再利用の促進及び新規保証利用企業の確保に努めます。また、保証債務残高の減少に歯止めをかけるべく、役職員が一体となって目標実現を図ります。

(2) 政策保証の推進

金融と経営支援の一体的取り組みを推進する中小企業支援施策に沿って、創業支援・経営支援関係の政策保証に積極的に取り組みます。

(3) 地域金融機関との連携強化

様々な機会を活用して、顔の見える関係の構築に努めるとともに、顧客企業の情報共有化を図りつつ、適切かつ迅速な審査に努めます。

2. 経営支援の強化

(1) 経営改善、事業再生や創業の支援

地域金融機関との連携・協働を積極的に行うとともに、かがわ産業支援財団をはじめとした中小企業支援機関との連携を強化して、経営改善や創業における支援に一体的に取り組みます。また、公的スキームによる抜本的な事業再生支援に寄与します。

(2) 「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」との協働

情報発信を通じて、地域経済活性化に向けた意識、気運の一層の醸成に努めるとともに起業・創業分野への展開を図ります。

3. 回収の促進

(1) 回収の最大化、効率化

新規代位弁済案件について早期に回収計画を立て回収に着手するとともに、担当を担保の有無ごとに分け専任化を進めます。回収資源に見合う回収方針を立て、法的手続きの積極的活用等、求償権の現状に応じた効率的な管理を行い、回収の最大化を図ります。

(2) 公的スキームによる事業再生支援への寄与（再掲）

回収最大化につなげるものとして、再生支援協議会など公的スキームによる事業再生案件（透明性の確保や経営責任の明確化など一定の要件を具備したもの）へ協力します。

4. 経営管理態勢（ガバナンス）の充実

(1) 経営の透明性の一層の向上

理事会、役員部長会議等重要会議の活性化と意思決定プロセスの透明性の向上に一層努めます。

(2) 監査機能の強化

内部監査体制の強化に努めます。

(3) コンプライアンスの充実・強化

顧客情報保護等コンプライアンスの一層の充実に努めるとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進します。

(4) 危機管理の充実・強化

事業継続計画の実効性確保を図るための取り組みを推進します。

5. 業務・組織の見直しと人材育成

(1) 事業環境の変化や職員数の減少に対応した業務、組織の見直し

次期電算システムの導入準備を進めるとともに、新システムへの対応や職員数の減少を踏まえて、企業担当制の見直しや組織のスリム化などを進めます。

(2) 個々の職員の能力開発、資質の向上のための研修の充実

OJT など職場内研修の充実を図ります。

平成29年度経営計画

■ 業務環境

県内景気は全体としては改善傾向にありますが、中小企業・小規模事業者については業種、事業者の規模によっては景況感にばらつきが見られるなど予断を許さない状況が続いています。また、地域金融機関を中心とした積極的な資金繰り支援などによって企業倒産は落ち着いた水準で推移していますが、一方で条件変更先が高止まりしているなど、多くの中小企業・小規模事業者が厳しい経営環境に直面していることが窺えます。

■ 業務運営方針

保証量の減少が続くなど当協会を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、引き続き「中小企業・小規模事業者のために、金融機関とともに」を基本として、当地域の金融環境や信用補完制度の見直しなど中小企業金融政策の方向を踏まえながら各般の取り組みを進めていきます。

①保証推進

将来にわたり中小企業金融の中で十分に役割を担うためには、不断に保証推進に取り組みなければなりません。こうした認識に立って、金融機関とともに、さらには協調・連携し歩調を合わせて、個々の企業の実態に即した保証の推進に努めます。

②経営支援

金融機関や中小企業再生支援協議会をはじめとした支援機関と連携して返済緩和先の経営支援に努めるとともに、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」の活用などにより、創業、経営改善、事業再生支援の強化を図ります。

③回収の促進

厳しい回収環境や人員面の制約を踏まえて、回収の効率化に努めます。

④経営管理

業務の公共性を十分に認識した適切な業務運営に努めます。このため、ガバナンスを働かせてコンプライアンスの徹底と危機管理体制の強化を図ります。

■ 業務数値目標

平成29年度の保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の数値計画は、以下の通りです。

	金額（単位：百万円）
保証承諾	27,000
保証債務残高	76,220
代位弁済	1,600
回収	500

事業概況

保証承諾は、低金利下にあって償還された保証債務の再利用が低調に推移したこと等により、276.2億（対前年度比75.5%）となり、前年度実績及び計画額をそれぞれ下回りました。

保証債務残高は、850.5億円（対前年度比85.5%）となり、前年度実績及び計画額をそれぞれ下回りました。

代位弁済は、県内の企業倒産が沈静化の傾向にあったことを反映して、12.3億円（対前年度比85.5%）と低い水準で推移しました。

実際回収は、無担保及び第三者保証人がいない代位弁済案件増加による回収環境の悪化する中、効率的な回収に努めた結果、5.9億円（対前年度比111.8%）となりました。

平成28年度事業概況

（単位：億円、%）

	金 額	対前年度比
保証承諾	276.2	75.2
期末保証債務残高	850.5	85.5
保証債務平均残高	909.9	88.6
代位弁済（元利計）	12.3	89.2
実際回収額※	5.9	111.8
基本財産	141.7	100.1

※回収額は、元本及び損害金の合計金額です。

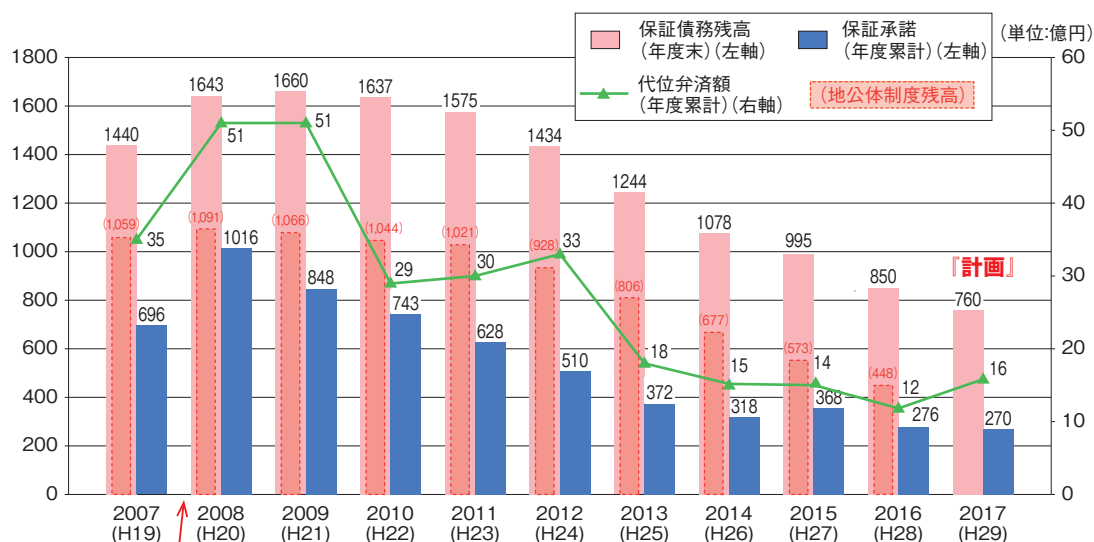
■ 年度別事業概況及び「年度経営計画」計画数値

『年度経営計画』計画数値の考え方

- 保証承諾
 - ・新規保証利用企業の確保や金融機関との連携強化などの取り組みの推進により、27,000百万円を見込みます。
- 保証債務残高
 - ・保証承諾の維持に努めるものの、償還額が保証承諾額を上回ると考えられることから、76,220百万円を見込みます。
- 代位弁済
 - ・返済緩和企業の中には、依然として経営状況が厳しい企業が多数見られることから、代位弁済は増加傾向に転じ1,600百万円を見込みます。

『実績』

平成28年度は容易に保証推進が図れる状況になく、保証承諾・保証債務残高は大幅に減少しました。



保証先数 (年度末)	10,568	10,487	10,326	10,158	9,820	9,442	8,945	8,356	7,915	7,399
------------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

リーマンショック

緊急保証制度 (2008.10~2011.3)

金融円滑化法 施行 (2009.12~2013.3)

(参考)返済緩和先(年度末)

	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	2016(H28)
保証債務残高	21,438百万円	22,164百万円	21,568百万円	19,909百万円	17,203百万円
保証先件数	991社	1,001社	970社	900社	900社

■ 貸借対照表(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	48	基本財産(*5)	14,166,772
預け金(*1)	4,765,439	基金	6,282,296
有価証券(*2)	15,759,025	基金準備金	7,884,476
その他有価証券	10,769	制度改革促進基金	291,077
動産・不動産	207,261	収支差額変動準備金(*6)	3,925,487
保証債務見返	85,047,572	責任準備金	512,343
求償権(*3)	284,208	求償権償却準備金	90,886
雑勘定	350,310	退職給与引当金	516,755
未収利息	40,606	損失補償金	0
未経過保険料(*4)	218,321	保証債務	85,047,572
その他	91,383	求償権補てん金	0
		雑勘定	1,873,741
		仮受金	6,981
		保険納付金	101,458
		損失補償納付金	4,518
		未経過保証料(*7)	1,735,779
		未払保険料	566
		未払費用	24,438
合 計	106,424,633	合 計	106,424,633

- (*1) 預け金は代位弁済等の資金繰り資金、感謝状贈呈店舗預託、新規保証先キャンペーン預託、事務協力預託、制度改革促進基金として定期預金を主力に預けています。
- (*2) 有価証券は地方債や社債を中心に運用しています。そのうち株式は保証協会サービサーへの出資株式になります。
- (*3) 経理上の求償権は、代位弁済した金額から、回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、自己償却額を控除した額です。
- (*4) 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
- (*5) 基本財産とは、株式会社の資本金に相当するものです。基本財産の構成は、基金と基金準備金で構成されています。基金は、地方公共団体からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。また、基金準備金は、毎事業年度の決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。
- (*6) 収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
- (*7) 受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(翌年度以降にかかる保証料)を計上しています。

■ 収支計算書(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

(* 1) 決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)を計上しています。

(* 2) 責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。

(* 3) 日本政策金融公庫へ支払う信用保険料(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-当期末未経過保険料-前期末未払保険料)を計上しています。

(* 4) 責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。

(* 5) 代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補てん金からなっています。

(* 6) 年度末求償権のうち法的整理等の結果回収不能となって償却した自己求償権と求償権補てん金戻入額の合計を計上しています。

(* 7) 景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

(* 8) 協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

(* 9) 基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

科 目	金 額
経常収入	1,339,276
保証料(* 1)	905,082
預け金利息	359
有価証券利息配当金	254,599
延滞保証料	181
損害金	17,258
事務補助金	22,678
責任共有負担金(* 2)	116,874
雑収入	22,245
経常支出	1,387,250
業務費	754,919
信用保険料(* 3)	504,477
責任共有負担金納付金(* 4)	0
雑支出	127,854
経常収支差額	-47,974
経常外収入	1,821,777
償却求償権回収金	78,126
責任準備金戻入	600,494
求償権償却準備金戻入	132,753
求償権補てん金戻入(* 5)	1,010,276
保険金	919,940
損失補償補てん金	90,335
その他収入	128
経常外支出	1,774,031
求償権償却(* 6)	1,156,299
雑勘定償却	6,864
退職金	50
責任準備金繰入(* 7)	512,343
求償権償却準備金繰入(* 8)	90,886
その他支出	7,589
経常外収支差額	47,746
制度改革促進基金取崩額	38,500
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額(* 9)	38,272
収支差額変動準備金繰入額	19,136
基本財産繰入額	19,136

■ 資金収支表(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

			金額
I. 事業活動による収支			-137,832
業務収支			512,055
信用保証収支			109,509
保証料	+		744,831
回収(元損)	+		593,282
代位弁済(元利)	-		1,228,605
信用保険収支			177,805
信用保険料	-		476,464
保険金・保険金納付金	+		654,269
損失補償・責任共有負担金等収支			224,741
損失補償補てん金・損失補償納付金	+		85,118
責任共有負担金・負担金納付金	+		116,874
基金補助金・事務補助金等	+		22,749
総務収支			-649,886
業務費・退職金支払	-		732,189
運用費	+		257,047
その他収支	+		-174,744
II. 投資活動による収支			4,402
厚生基金の増減	-		-13,832
動産・不動産の増減	-		9,430
III. 財務活動による収支			0
借入金が増減	+		0
出えん金・金融機関負担金等の増減	+		0
IV. 流動資産の増加額			-133,429
流動資産の期首残高			20,668,711
現金・預け金	+		5,005,121
有価証券	+		15,663,589
流動資産の期末残高			20,535,282
現金・預け金	+		4,765,487
有価証券	+		15,769,794

■ 基本財産について

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、当協会の信用力の基礎をなすものです。

当協会の最終的な代位弁済の支払い能力を示すものとして、当協会がなし得る保証債務の最高限度額算出の基礎となっています。このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となります。

(単位：百万円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
13,549	13,987	14,148	14,148	14,167

当協会の場合、保証債務の最高限度額は、定款で基本財産の50倍と定められています。これを定款倍率といいます。平成28年度末の基本財産は14,167百万円となり、当協会の保証債務の最高限度額は、7,083億4千万円となります。平成28年度末の債務残高850億円は当協会の保証最高限度に対して、12.01%となります。

■ 収支差額変動準備金について

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、収支差額変動準備金を取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

信用保証協会の最終担保である基本財産の確保とともに、準備金を基準どおり積み立てることが、対外信用力の維持・向上と機能強化に資することになります。

当期は収支差額38百万円のうち19百万円を繰り入れました。

(単位：百万円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収支差額変動準備金	3,497	3,761	3,921	3,906	3,925
(当期) 収支差額変動準備金繰入額	175	263	160	-15	19

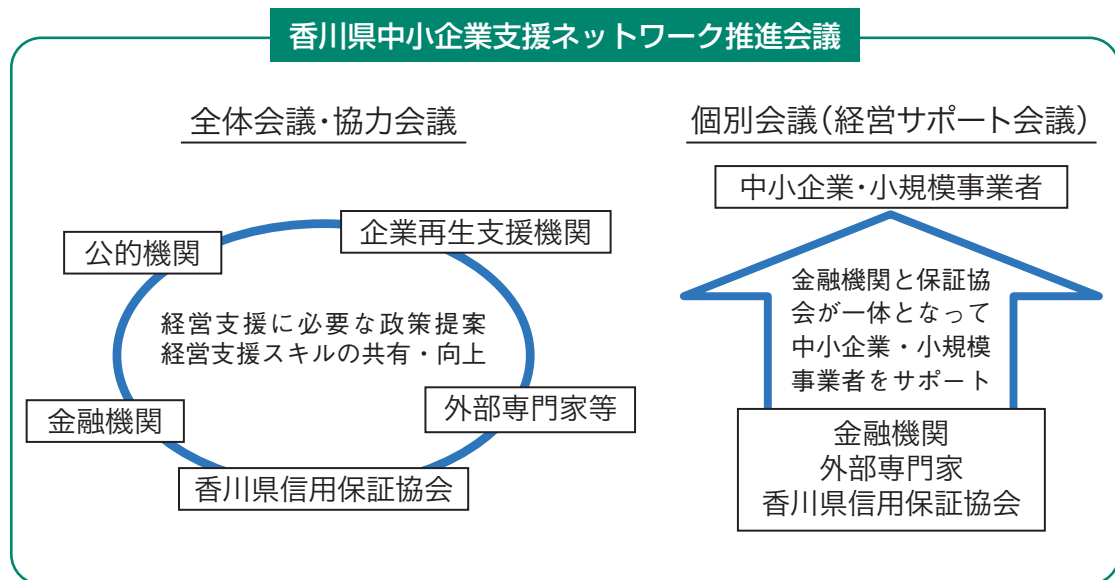
※百万円未満は四捨五入しています。

主な取り組みについて

■ 香川県中小企業支援ネットワーク推進会議

県内の中小企業・小規模事業者に対する経営支援や、創業支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、地域金融機関、政府系金融機関、企業再生支援機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、公的機関等と当協会が連携して会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援・創業支援に係る迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップを図るため「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」を設置しています。

当協会が「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」の事務局となり、運営方針の決定や行政機関に対して経営支援に必要な政策提案などを行うための「全体会議」、運営面における実務的な協議や会員相互間の情報共有を図るための「協力会議」、中小企業・小規模事業者ごとに経営支援の方向性や内容等を検討するための「個別会議（経営サポート会議）」を開催しております。



■『信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金』の活用

平成28年度信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助事業の実績

(1) 経営相談事業

相談件数 2件

(2) 経営改善計画策定支援事業

経営改善計画策定支援件数 40件

(3) 経営改善計画の実行支援事業

経営改善計画実行支援件数 14件

(4) 創業計画策定支援事業

創業計画策定支援件数 3件

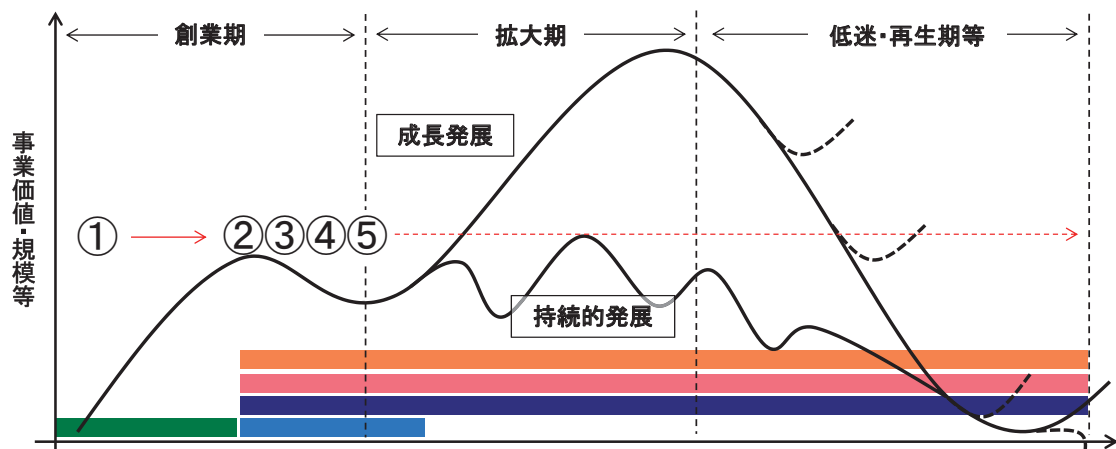
平成29年度信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助事業について

(1) 事業目的

経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者や創業者などに対し、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した経営支援を行い、中小企業・小規模事業者の安定と地域経済の発展を促進することを目的としています。

また、地域経済の活性化に向けた創業支援について、安定経営に移行するまでの経営支援も含めて取り組むことも目的としています。

【ライフステージに応じた経営支援】



①創業計画策定支援

- ・創業しようとする方や創業後まもない方が対象
- ・税理士等の専門家による創業計画策定支援を行う
- ・保証付融資を利用する場合は策定支援費用は無料

②創業後相談

- ・保証付融資をご利用いただいている、創業後概ね5年以内の事業者が対象
- ・中小企業診断士の専門家による経営支援を目的とした、無料の経営相談

③経営相談

- ・保証付融資をご利用いただいている事業者(又は、ご利用の見込みがある事業者)が対象
- ・中小企業診断士の専門家による経営支援を目的とした、無料の経営相談

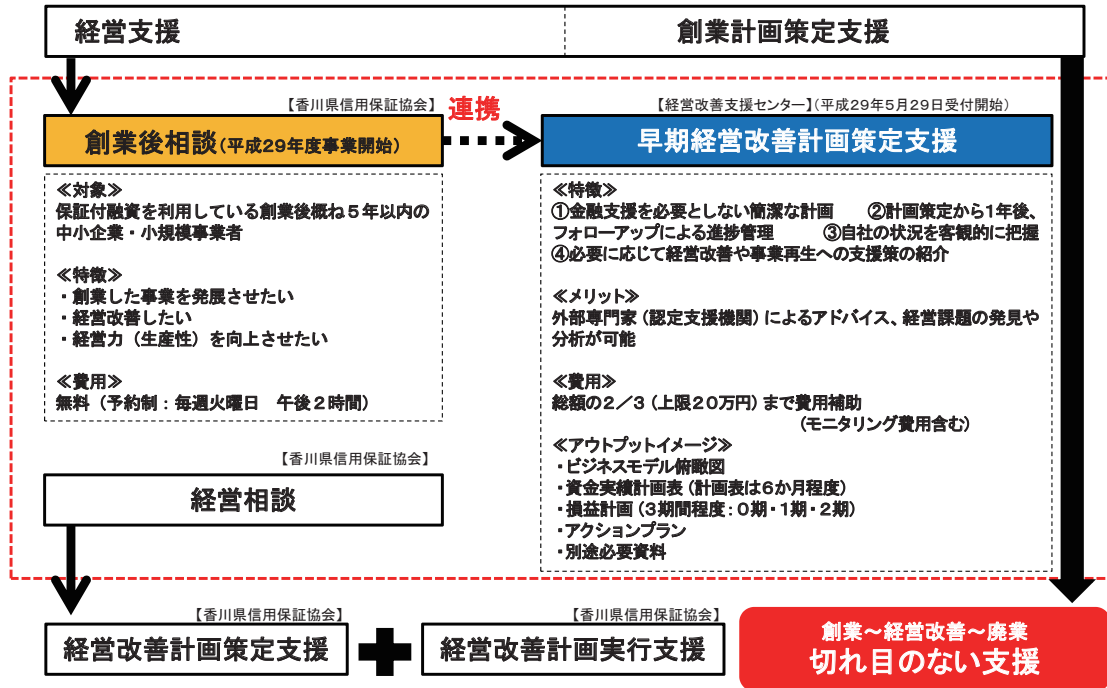
④経営改善計画策定支援

- ・保証付融資をご利用いただいている事業者(又は、ご利用の見込みがある事業者)が対象
- ・3分の1の費用負担で、中小企業診断士の専門家による経営改善計画策定支援を行う
- ・具体的な経営支援(事業計画策定、経営力向上、事業承継)
- ※緩和する場合は、経営サポート会議(バンクミーティング)を開催し、全行同意を得る

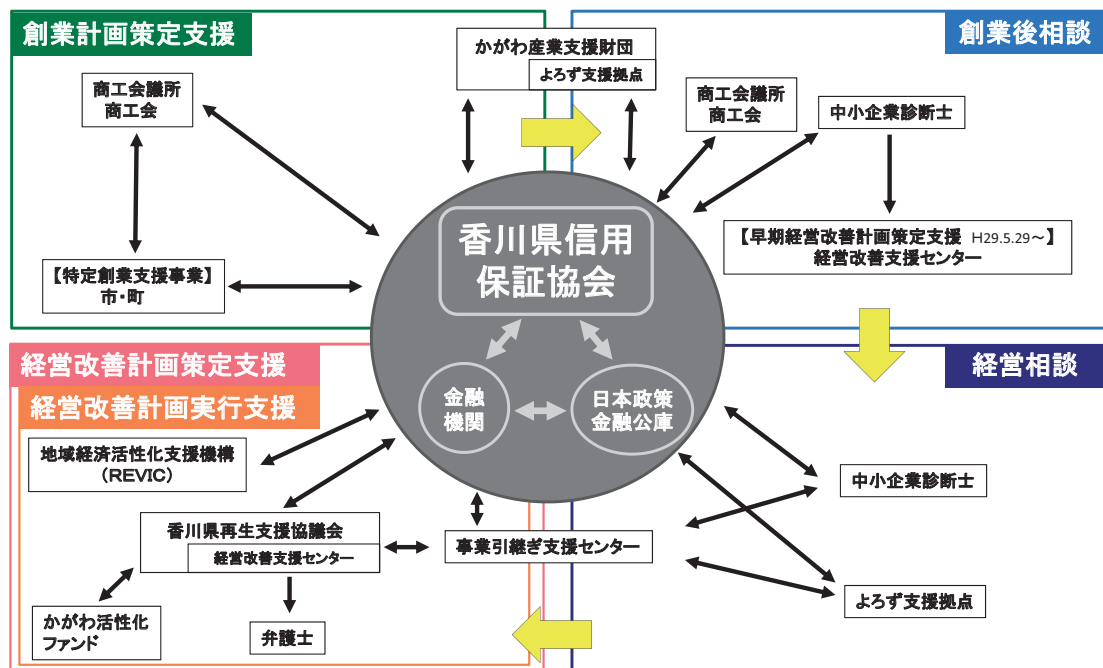
⑤経営改善計画実行支援

- ・策定支援を利用して策定した計画の実行支援が必要な事業者が対象
- ・3分の1の費用負担で、中小企業診断士の専門家による計画の修正計画策定やモニタリング等支援を行う

【支援事業の流れ】



【経営支援体制と連携イメージ】



(2) 事業内容

【創業支援】

①創業計画策定支援

専門家による 『経営改善計画策定支援』のご案内

概要

香川県信用保証協会は、創業しようとする方や創業間もない事業者の方の経営支援を図るため、税理士等の専門家による創業計画策定支援を行います。

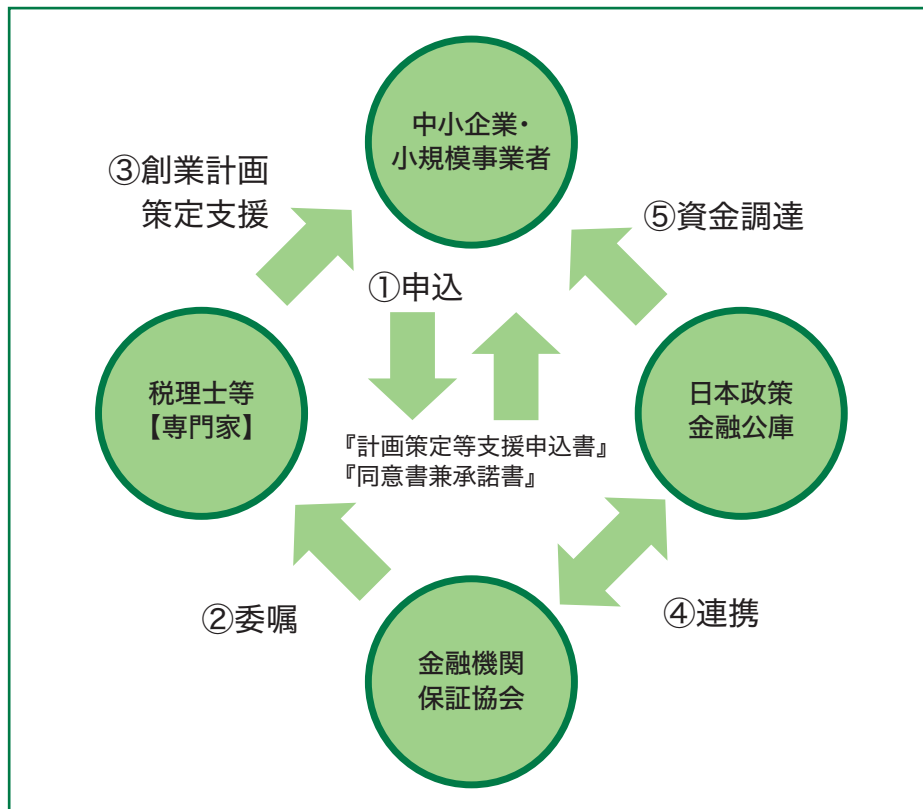
対象となる方

創業しようとする方や創業間もない事業者の方であって、実際に創業に当たっての心構えや準備事項、税務や会計のノウハウ等の情報提供を受けるため、専門家による創業計画の策定支援を希望し、日本政策金融公庫と地域金融機関との連携により保証協会の保証付融資による資金調達を行う方が対象です。

ご利用のメリット

創業計画の策定支援費用は無料です。
(ただし、保証付融資を利用される創業者の方)

【支援イメージ】



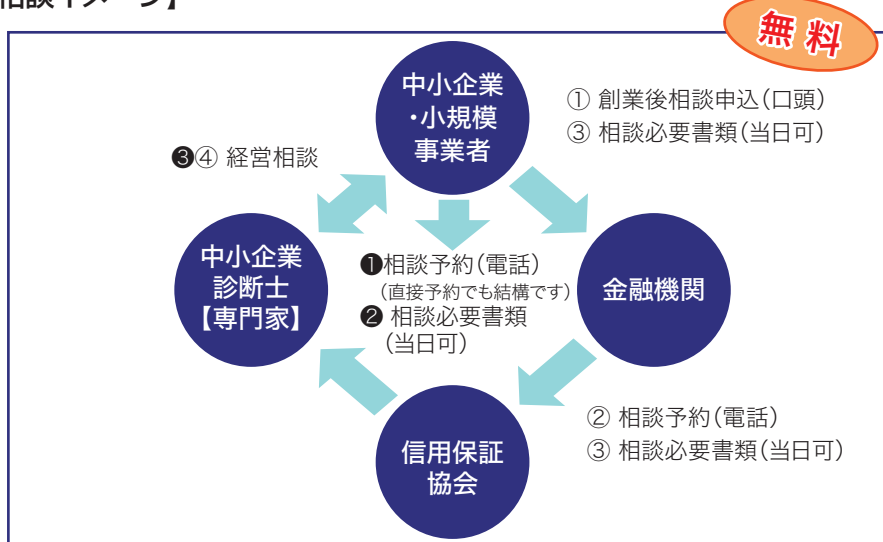
②創業後相談

中小企業診断士による創業後相談のご案内

概要

香川県信用保証協会は、現在、保証付融資をご利用いただいている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、直接又は金融機関を通じて、創業後相談の受付を行い、中小企業診断士の専門家による経営支援を目的とした創業後相談を行います。

【経営相談イメージ】



【相談場所】

香川県信用保証協会 1階会議室
高松市福岡町二丁目2番2-101号(香川県産業会館内)

創業後相談の対象となる方

保証付融資をご利用いただいている創業後概ね5年以内の中小企業・小規模事業者

※具体的な相談内容等

- ・創業した事業を発展させたい
- ・経営を改善したい
- ・経営力(生産性)を向上したい

相談にあたっての必要書類

- ・創業後相談申込書(様式42)
- ・相談シート
- ・資金繰り表・個人収支状況(月次)
…様式は当協会HPに掲載しておりますので、事前にご記載の上、お持ちください。
- ・その他準備できるもの
決算申告書3期分(勘定科目内訳含む)、試算表、会社案内、商品案内 等

※予約時間の10分前までにお越しください。キャンセルになる場合は相談日の2営業日前までをお願いします。

※金融機関及び保証協会の担当者が同席する場合があります。

【経営支援】

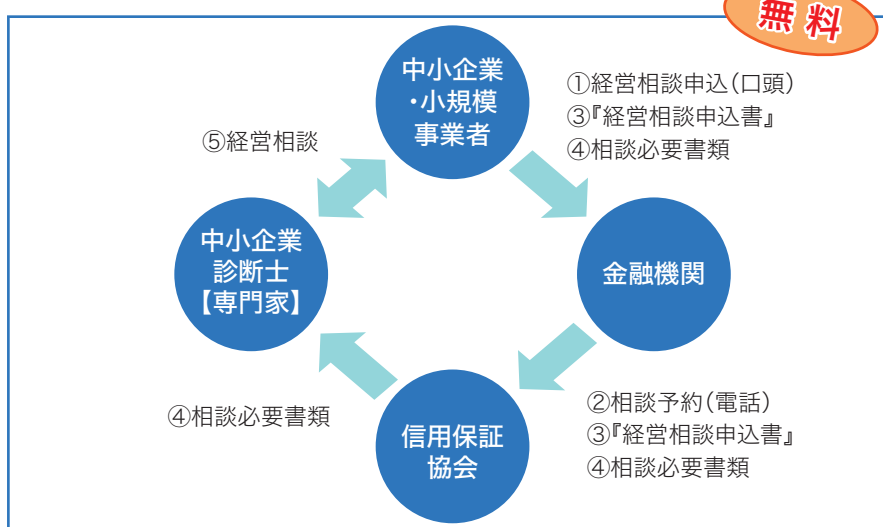
① 経営相談

中小企業診断士による経営相談のご案内

概要

香川県信用保証協会は、現在、保証付融資をご利用いただいている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、金融機関を通じて、経営相談の受付を行い、中小企業診断士の専門家による経営支援を目的とした経営相談を行います。

【経営相談イメージ】



【相談場所】

香川県信用保証協会 1階会議室
高松市福岡町二丁目2番2-101号

経営相談の対象となる方

現在、保証付融資をご利用いただいている中小企業・小規模事業者
※具体的な相談内容等
・経営を改善したい
・経営力(生産性)を向上したい
・事業承継を行いたい

相談にあたっての必要書類

- ・決算申告書 3 期分(勘定科目内訳含む)
 - ・会社案内・商品案内等
 - ・事前提出資料(様式あり)
(作成できる範囲で結構です)
- ※相談日の 5 営業日前までに資料を保証協会にご提出ください。

※金融機関及び保証協会の担当者が同席する場合があります。

②経営改善計画策定支援

専門家による 『経営改善計画策定支援』のご案内

概要

香川県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営支援を目的として、中小企業診断士等の専門家による経営改善のための事業計画策定支援を行います。

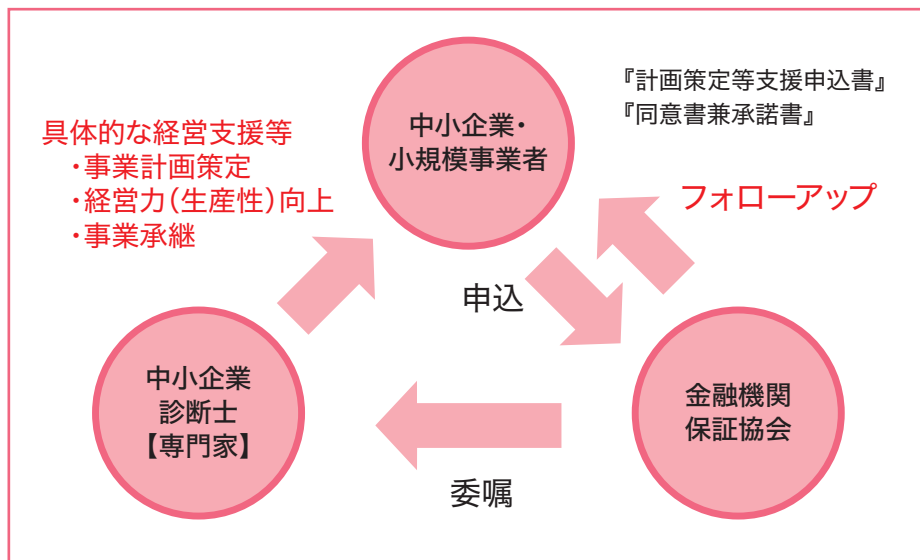
対象となる方

現在、保証付融資をご利用いただいている事業者(又は、ご利用の見込みがある事業者)で、積極的な経営支援を行うことにより、経営状況の改善が見込まれ、将来的な正常化を期待しうる事業者が対象です。

ご利用のメリット

経営改善計画の策定支援にかかる費用は3分の1で済みます。

【支援イメージ】



③経営改善計画実行支援

専門家による 『経営改善計画の実行支援』のご案内

概 要

香川県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまが策定した経営改善計画の実行支援を図るため、中小企業診断士等の専門家による経営改善計画の進捗状況報告支援、修正計画策定支援等及び進捗管理(モニタリング)を行います。

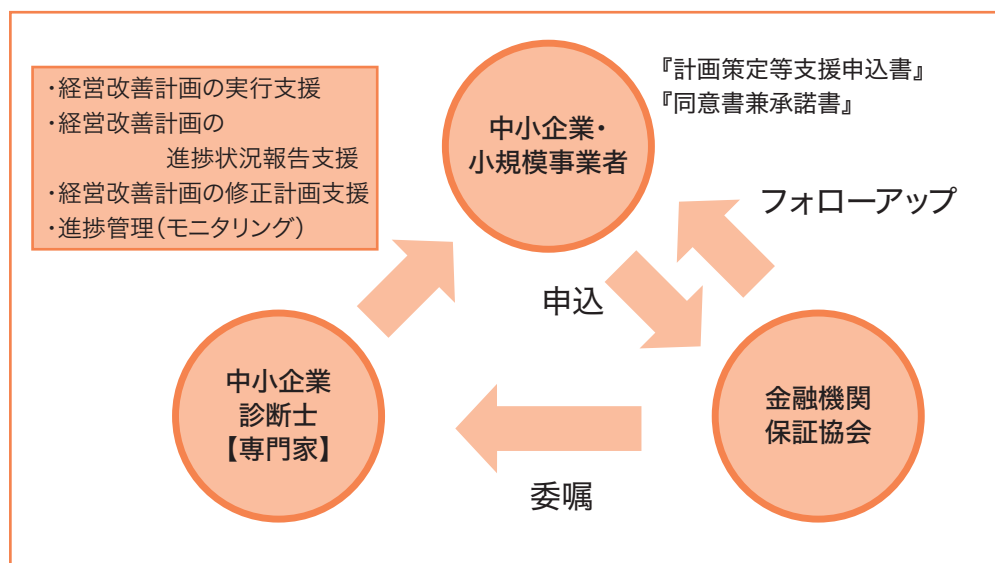
対象となる方

保証協会による経営支援強化促進補助金事業を利用して策定した経営改善計画の実行支援が必要であると当協会が判断した事業者を対象とします。

ご利用のメリット

経営改善計画の実行支援等にかかる費用は3分の1で済みます。

【支援イメージ】



平成28年度トピックス

■ 金融機関表彰制度

平成27年度の保証推進に特に積極的に取り組まれた金融機関の店舗に対して、感謝状を贈呈しました。

開催日 平成28年6月16日



■ 保証協会業務講座

金融機関の入行3年目から8年目の行員の方々に、信用保証制度への理解を深めていただき、中小企業の金融の円滑化を図るため、保証協会業務講座を開催しました。

開催日 平成28年11月8日
平成29年1月20日



■ 大学院での講義

地域のビジネスパーソンへの情報発信の場として、香川大学大学院地域マネジメント研究科で高木会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。

開催日 平成28年11月11日



■ 信用保証協会利用企業動向調査

当協会は日本政策金融公庫と共同で、当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者に対し、景気・金融動向に関するアンケートを実施しています。また、その結果については報道機関へのニュースリリースを行っています。

ニュースリリース日

- 平成28年 5月 2日 ・第188回信用保証協会利用企業動向調査
(平成28年1～3月期実績・平成28年4～6月期見通し)
- 平成28年 8月 8日 ・第189回信用保証協会利用企業動向調査
(平成28年4～6月期実績・平成28年7～9月期見通し)
- 平成28年11月 9日 ・第190回信用保証協会利用企業動向調査
(平成28年7～9月期実績・平成28年10～12月期見通し)
- 平成29年 2月 7日 ・第191回信用保証協会利用企業動向調査
(平成28年10～12月期実績・平成29年1～3月期見通し)
- 平成29年 5月 2日 ・第192回信用保証協会利用企業動向調査
(平成29年1～3月期実績・平成29年4～6月期見通し)

平成28年度経営計画の評価

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、年度経営計画、中期事業計画等を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、学識経験者、弁護士、中小企業診断士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受け、その結果を公表しています。

平成29年7月3日に外部評価委員会が開催され、年度経営計画について評価を受けました。外部評価委員会の意見・アドバイス及び自己評価については当協会ホームページでも公表しています。

■ 前年度経営計画の重点課題と自己評価

(1) 保証部門

(重点課題)

- ①保証利用向上への取り組み推進
- ②政策保証の推進
- ③地域金融機関との連携強化
- ④経営支援の強化

(自己評価)

新規保証利用企業の確保と保証推進を図るため、新規先保証推進キャンペーンを実施し特別預託を行いました。また、平成28年度感謝状贈呈店舗選定基準に基づき、感謝状の贈呈と特別預託を行い、平成29年度感謝状贈呈店舗選定基準については内容を充実させました。

保証利用の向上のため、主要事項について適時適切にホームページでの周知を行いました。また、保証審査実務の効率化・迅速化のため、金融機関からの資料の提供や情報の共有化に努めるほか、下期より地域グループ担当制としました。

政策保証の推進のため、「連携相談シート」を利用した地域金融機関、日本政策金融公庫、かがわ産業支援財団及び協会の4者で連携する枠組みを活用し、創業計画段階から協調融資の推進に努めました。

地域金融機関との連携強化のため、主要金融機関の本部、母店・営業店への訪問を中心とした情報交換を行なうほか、金融機関との顧客企業情報の共有にも努めました。

創業支援・経営支援の強化のため、経営支援等対策費補助事業を利用した経営相談、経営改善計画策定支援、経営改善計画実行支援及び創業計画策定支援を行ないました。前記事業の実施に当たっては、より実効性のあるものにするため専門家を交えた金融機関との協議、経営サポート会議の開催や再生支援協議会との連携に努めました。

中小企業支援ネットワーク推進会議を開催して、創業支援と経営支援の一体的取組み、経営改善への積極的支援等、情報交換・意見交換を行ないました。

(2) 期中管理部門

(重点課題)

- ①返済緩和を行っている条件変更企業等の管理強化
- ②延滞発生や期限経過先の早期管理

(自己評価)

メイン金融機関と連携して経営改善計画の策定を働きかけるとともに、一方、事業の廃業も含めた今後の見通しについても検討しました。また、延滞2回以上又は期限経過15日以上以上の案件についてのフォローを引き続き行ないました。

(3) 回収部門

(重点課題)

- ①効率的・効果的な回収体制
- ②効率的な方策の実施
- ③回収担当者の能力向上
- ④事業再生への寄与
- ⑤サービサーの活用

(自己評価)

代位弁済決定後、速やかに回収担当者を決定し、関係者の資産調査を行った上で交渉に臨む体制を継続しました。また、引き続き法的手続き専任担当者を定め、裁判所関係の窓口を一本化するほか、関係者の現況把握進捗の管理を行うなど適宜適切な対応に努めました。

簡易裁判所を活用した履行請求等に取り組むことで、支払約束を確保するなど回収効果がありました。また、定期回収の利便性向上を目的としたコンビニエンスストアからの振込手続を7月から開始したほか、サービサーの営業所及び首都圏・近畿圏営業所を活用すべく回収委託を実施しました。

毎月弁護士との勉強会を実施し、回収担当者の能力向上に努めました。

(4) 間接部門

(重点課題)

- ①経営の透明性の一層の向上
- ②監査機能の強化
- ③コンプライアンスの充実・強化
- ④危機管理の充実・強化
- ⑤広報活動の充実・強化
- ⑥現行システムの安定運用と次期電算システムの導入準備

(自己評価)

理事会における多様な意見の反映や意思決定の客観性の確保に資するよう、より多くの理事が出席できる理事会運営に努めました。また、役員部長会議において、「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行いました。

内部検査結果を踏まえ事務の改善に取り組みながら、今年度の内部検査を実施しました。また、コンプライアンスプログラムを計画的に実施したほか、個人情報保護の充実・強化を図るため、「顧客情報保護心得10カ条」を策定し、役職員のコンプライアンス意識の維持、向上を図りました。反社会的勢力との関係遮断については、「反社会的勢力との対応マニュアル」を一部改正するなど、反社会的勢力対応の充実・強化を図りました。

災害避難訓練において代替拠点での保証書発行訓練を実施しました。また、システム移行に伴う対応として、データバックアップ機能構築に取り組みました。

ホームページをリニューアルし個別更新に対応したほか、協会主催の行事等についてニッキンへの情報提供に努めました。

他協会と情報共有しながら、現在使用中のシステムの最適化、効率的な運用を目指しながら次期電算システムの導入を完了しました。

外部評価委員の意見等

I 平成28年度年度経営計画について

1. 保証推進

協会独自制度の利用促進など各般の取り組みに注力したことは評価できますが、当地域の厳しい金融環境を反映して、保証承諾、保証債務残高とも前年度に比べて相当減少し、全国的に見ても大変厳しい結果となっています。今後も厳しい環境が続くと思料されますが、健全経営維持の観点も踏まえて、組織を挙げて保証推進に一層努めて下さい。

2. 経営支援

国の補助金を活用した「経営支援対策費補助事業」に注力するなど、経営改善、事業再生、創業等、経営支援全般にわたり積極的に取り組まれたことは評価できます。今般の信用保証協会法の改正も踏まえて、「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」や「経営サポート会議」を活用して、公的性格を最大限に発揮した経営支援に一層努めて下さい。

3. 金融機関との連携

保証推進、経営支援に当たって金融機関との連携の強化に努められたことは評価できます。厳しい環境が続く中、地域の中小企業金融において金融機関、信用保証協会がそれぞれの役割を十分に果たしていくためには、これまで以上の連携が必要です。今般の信用保証協会法の改正も踏まえて、金融機関との連携の深化に努めて下さい。

4. 回収

無担保かつ第三者保証人のいない求償権が増加する中で、計画を達成されたことは評価します。引き続き、適切な法的手続きの実施や回収担当者能力向上など、効率的・効果的な回収に努めて下さい。

5. コンプライアンスプログラム

「顧客情報保護心得10ヵ条」の策定など、個人情報保護の充実・強化を図るとともに、反社会的勢力との関係遮断について組織を挙げて取り組まれています。

引き続き、コンプライアンスプログラムの計画的な実施と管理により、コンプライアンス意識の一層の向上に努めて下さい。

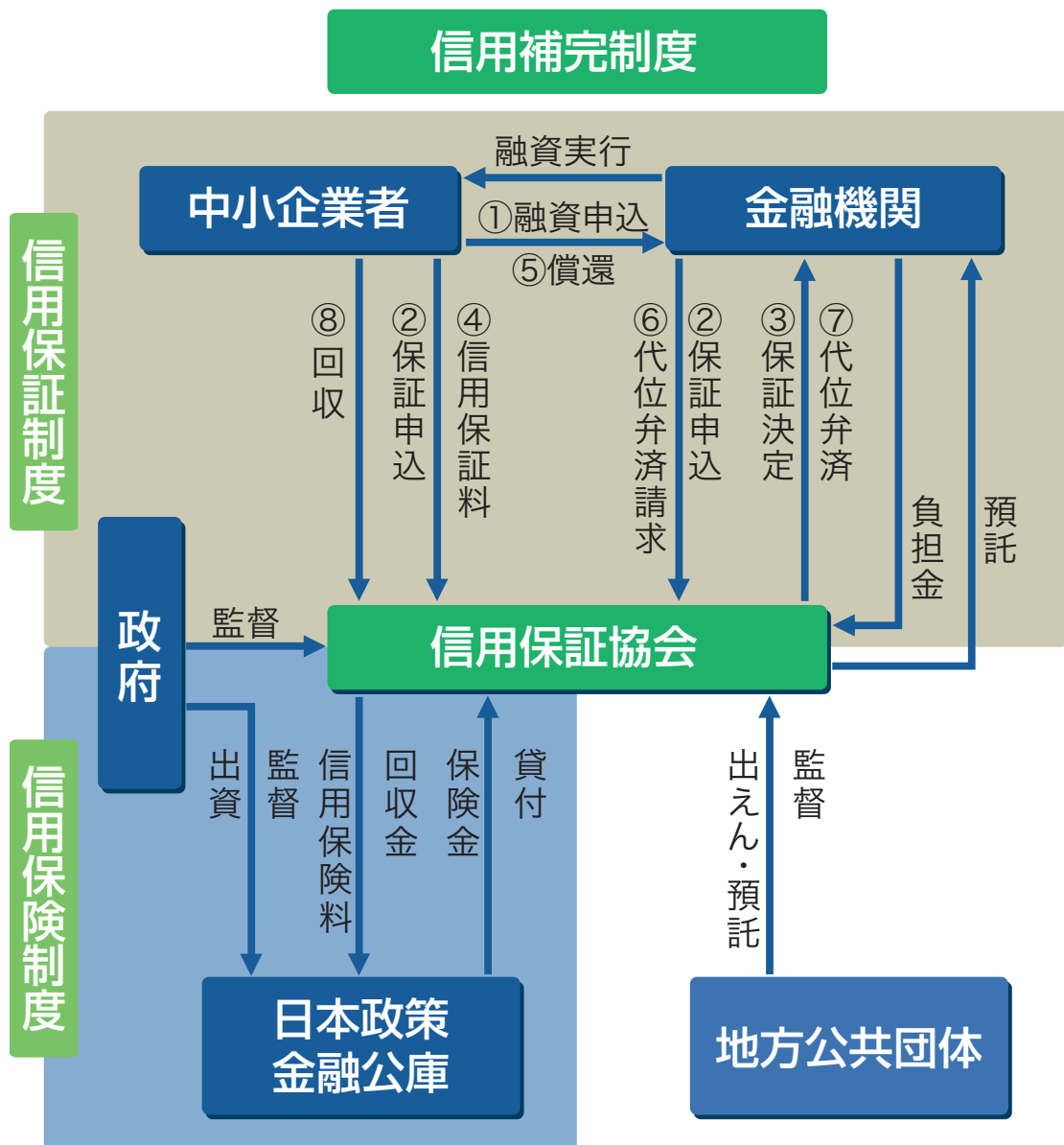
6. 健全経営の維持

財務基盤は充実しており中期的な健全性は確保できていると認識していますが、今後の収支差額については、保証量や代位弁済の動向によっては相当厳しい状況が予想されます。長期的な健全経営の維持に向けて、一層の保証推進や効率的な経営に努めて下さい。

業務の紹介

■ 信用補完制度の仕組み

中小企業者の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的とした私募債を発行するとき、保証協会が保証人となって借入や発行を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が「信用保証制度」です。この制度をより強固なものとするため「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）という保証協会のリスクを政府全額出資の日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。この2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。



■ 信用保証制度

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、当協会の三者です。

- ①～② 中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、当協会に保証申込（保証契約の申込）をします。同時に中小企業者は当協会に保証委託申込（保証委託契約の申込）をします。また、中小企業者が先に当協会に保証委託申込をし、当協会が借入希望金融機関にあっせんする方法もあります。
- ③ 当協会は審査のうえ、信用保証を適当と認めるときは保証します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。融資が実行されたとき（または契約締結したとき）、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通して当協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は当協会に保証債務の履行（代位弁済）の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を金融機関に支払います。（代位弁済）
- ⑧ 当協会は、以後、中小企業者の実情に即して回収を図ります。
また、平成13年4月からは、一部債権の管理回収を保証協会債権回収（株）に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

■ 信用保険制度

日本政策金融公庫と当協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。当協会は、信用保証料から信用保険料を日本政策金融公庫に支払います。日本政策金融公庫は、当協会が金融機関に代位弁済したとき、代位弁済した元本の70%または80%を保険金として当協会に支払います。当協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

信用保証協会のご利用にあたって

■ ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人	—	300人以下

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種	資本金	従業員
1. ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
2. ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
3. 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
4. 旅館業	5,000万円以下	200人以下

なお、上記以外でも「中堅企業者」としてご利用いただける場合があります。

(2) 業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれますが、農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

また、許認可・届出等を要する事業を営んでいる(または、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(または、受ける)ことが必要です。

(3) 所在地

法人の場合は本店(※1)または事業所のいずれかを、個人の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

(※1) 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

(※2) 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

(4) NPO 法人の保証取り扱いについて

平成27年10月1日より、下記の規模要件を満たす NPO 法人に対する保証の取扱いを開始しました。

- ・従業員数（雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含まれない）

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

- ・資本金

規模要件なし（NPO 法人には資本金の概念がない）

- ※ ・一部の保証制度を除いて、原則として全ての保証制度が利用可能。

- ・一部の保証制度を除いて、原則として全ての保証が責任共有制度対象。

■ 保証の内容

(1) 保証限度額

中小企業者に対する保証金額の最高限度額は、普通保証2億円（組合の場合は4億円）に、無担保保証8,000万円を加えた、2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円）が通常の限度額となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証制度もあります。また、香川県・市町の制度融資の保証については、それぞれの融資制度要綱等に定められている融資限度額が保証限度となります。

(2) 資金使途

中小企業者がある事業経営に必要な資金（運転資金および設備資金）に限られます。

- ① 金融機関の既存の債権の回収にあてる資金は、認められません。
ただし、協会が特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。
- ② 特定事業（保証の対象となる事業）と非特定事業（保証の対象とならない事業）を兼業している場合は、当該資金が特定事業に使われることが明らかなものに限られます。

(3) 連帯保証人

次のような特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

- ① 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があり協力者・支援者からその支援姿勢を証する書面の提出がある場合

(4) 担保

必要に応じ徴求します。

担保物件は原則として土地、建物等とします。

(5) 責任共有制度

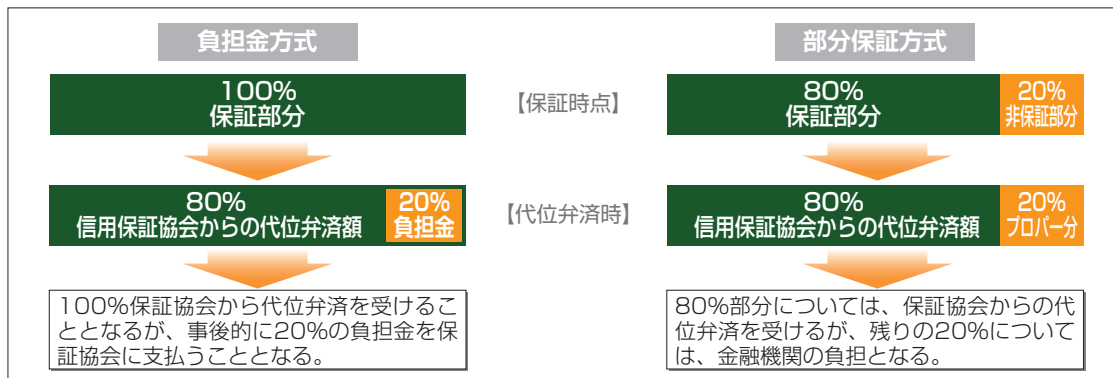
信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業者の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日責任共有制度が導入されました。

【責任共有制度とは】

従来、原則100%保証（全部保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。



【対象となる制度は】

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。

【責任共有制度の対象外となる制度】

- 経営安定関連保証（セーフティネット）1号～6号
- 災害関係保証
- 特別小口保険に係る保証
- 創業関連保証（支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む）、創業等関連保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証（*）
- 求償権消滅保証
- 中堅企業特別保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 経営力強化保証（責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合）
- 事業再生計画実施関連保証（責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合）

〔*責任共有制度の対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。〕

ご利用いただける方	従業員数 製造業…20名以下 卸・小売・サービス業…5名以下の法人・個人等
資金用途	運転資金、設備資金
融資限度額	1,250万円（*1）
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引（*2）
保証期間	10年以内（据置1年以内）
返済方法	均等分割返済または一括返済（期間1年以内）
信用保証料	保証協会所定の料率

（*1）すでにご利用いただいている信用保証付の融資残高との合計が1,250万円以下となる必要があります。

（*2）極度設定のある貸付・割引（根保証形式のもの）は除きます。

■ 信用保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業者は、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保険料を計算する際の保険料率は、国が政令等で規定し、この保険料率の体系を踏まえて全国信用保証協会連合会が中小企業庁の確認のもと、信用保証料率のガイドラインを作成しています。このガイドラインに基づき、保証協会は保証料率を決定しています。

(1) 信用保証料率体系

特定の保証制度を除き、保証料率は中小企業者の経営状態等を踏まえた9区分となっており、中小企業信用リスク情報データベースにより、確定決算内容を評価し、料率を決定します。

基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有制度の対象外となる保証の場合には「責任共有対象外保証料率」が適用されます。

区分	責任共有保証料率 (%) (特殊保証)	責任共有対象外保証料率 (%) (特殊保証)
1	1.90 (1.62)	2.20 (1.87)
2	1.75 (1.49)	2.00 (1.70)
3	1.55 (1.32)	1.80 (1.53)
4	1.35 (1.15)	1.60 (1.36)
5	1.15 (0.98)	1.35 (1.15)
6	1.00 (0.85)	1.10 (0.94)
7	0.80 (0.68)	0.90 (0.77)
8	0.60 (0.51)	0.70 (0.60)
9	0.45 (0.39)	0.50 (0.43)

- * 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を借入金額に対する率で表示したものです。
- * 「責任共有対象外保証料率」は、保証委託額に対する率で表示したものです。
- * 「特殊保証」とは、「手形割引根保証」、「当座貸越根保証(カードローンを含む)」を指します。

(2) 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、中小企業者の財務内容を中小企業信用リスク情報データベース（以下「CRD」という）により評価しています。CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

(3) 信用保証料の計算

信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

① 返済方法が一括返済の場合

保証金額×保証料率(年率)×保証期間／365

② 返済方法が均等分割返済の場合

保証金額×保証料率(年率)×分割返済回数別係数*×保証期間／365

* 分割返済回数別係数は返済回数によって決定します。

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
分割返済回数別係数	0.700	0.650	0.600	0.550

(4) 料率が一律の保証

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

セーフティネット保証等は、政策的配慮から一律の保証料率で料率も低く設定されていますが、経営状況が良好な中小企業の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、セーフティネット保証利用のメリットと一般保証を利用した場合の信用保証料のメリット等を考慮の上、いずれかを選択していただくことができます。

* 個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

(5) 信用保証料の支払い等

信用保証料は、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています。

保証申込時に、「信用保証料分割支払承認依頼書・信用保証料分割徴収承認申請書」を提出いただき、当協会が承認した場合は、信用保証料を分納することができます。

取扱保証制度

■ ニーズ別保証制度

ニーズ別	保証制度名		概要	保証限度額	保証期間	資金用途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
新規に事業を始められる方	【県制度】 新規創業 融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満の方を含む)	1,500万円	運転5年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.65	0.58		対象外
		開業プラン サポート タイプ	(財)香川産業支援財団の支援を受けて、県内で新たに事業を開始しようとする方	1,000万円	運転5年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.65	0.58		対象外
	創業関連保証・ 創業等関連保証		個人による創業及び新たに会社を設立して行う事業に資金が必要な方	創業関連 1,000万円 創業等関連 1,500万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定金利	0.85		対象外
	丸亀市新風融資保証		市内において、新たに事業を開始するための運転・設備資金が必要な方	700万円	5年以内	運転資金 設備資金	1.50	0.58		対象外
円滑な資金が必要な小規模事業者の方	【独自保証制度】 ステップアップ保証		小規模な事業者で、長期資金が必要な方	1000万円	運転5年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
	【県制度】 小口零細企業融資保証		一般的な事業資金が必要な小規模事業者の方	1,250万円	7年以内	運転資金 設備資金	1.90	0.45～ 1.75		対象外
					7年超 10年以内	運転資金 設備資金	2.10	0.60	対象外	
	小口零細企業保証		一般的な事業資金が必要な小規模事業者の方	1,250万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.50～ 2.20	○	対象外
	【県・市町協調】 市町小口融資保証 (特産振興小口融資)		県内において、事業を営む小規模事業者であって、市町の定めるところによる	700万円以内であって、各市町の定めるところによる	6年以内であって、各市町の定めるところによる	運転資金 設備資金	2.00	0.40～ 1.55	○	対象
							0.60		一部 対象外	
事業資金(資金繰り資金)が必要な方	【県制度】 経営安定融資保証		経営合理化のための運転・設備資金が必要な方	8,000万円	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	2.00 以内	0.40～ 1.55	○	対象
			短期の運転資金が必要な方	1,000万円	1年以内	運転資金	1.90 以内	0.40～ 1.55	○	対象
								0.60		一部 対象外
	【独自保証制度】 パワーアップ保		成長が見込まれる中小企業で、リピート資金を必要とされる方	1億	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.15	○	対象
	【独自保証制度】 コサメキ保		金融機関からの継続的な支援が見込める方(プロパー協調)	1億6,000万円(CRD区分7以上) 8,000万(CRD区分4から6)	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.35	○	対象
普通保証		一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円(4億8,000万円)	20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象	

ニーズ別	保証制度名	概要	保証限度額	保証期間	資金用途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
事業資金 (資金繰り 資金)が 必要な 方	【県制度】 経済変動対策 融資保証	経営の改善、安定化を 図るために運転資金が 必要な方	8,000万円	7年以内	運転資金	1.60	0.40～ 1.55	○	対象
								0.60	
				7年超 10年以内	1.80	0.40～ 1.55	○	対象	
							0.60		一部 対象外
資金の反 復利用が 必要な 方	【独自保証制度】 グローアップ 根保保証	小規模な事業者で、小 口資金の反復利用が必 要な方	50万円以上 500万円以内	1年 または 2年	事業資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
	当座貸越 (貸付専用型) 根保保証	経営に必要な資金を当 座貸越の保証により反 復継続的かつ安定的に 必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	1年間 もしくは 2年間	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
							0.39～ 1.62		対象
							0.77		対象外
	事業者カードローン 当座貸越根保証	経営に必要な資金を当 座貸越の保証により カード・通帳等を用い て反復継続的かつ安定的 に必要とされる方	100万円 以上 1,250万円 以内	1年間 もしくは 2年間	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
							0.77		対象外
0.39～ 1.62							○	対象	
金融機関 ・支援機 関・協会 による経 営改善支 援が必要 な方	【県制度】 中小企業再生 支援融資保証	香川県中小企業再生支 援協議会の支援を受け て、その計画に基づき 事業の再生を図ろうと する方	8,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	1.90	0.80	○	対象
							1.00		対象外
	経営力 強化保証	金融機関が認定経営革 新等支援機関と連携し て中小企業者の事業計 画の策定支援や継続的 な経営支援を行い、中 小企業者の経営力の強 化を図ることを目的と した制度	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.75	○	対象
							0.5～ 2.0		対象外
	事業再生計画 実施関連保証	認定支援機関の指導・ 助言を受け作成した事 業再生計画に従って事 業再生を行う中小企業 者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.80		対象
						1.00		対象外	
	【独自保証制度】 経営サポート 保証	事業計画の策定支援や 継続的な経営支援が必 要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	事業資金	2.50 以内	0.20～ 1.40	○	対象 対象外

※【平成29年4月1日変更】

・経営サポート保証の受付取扱期間を平成30年3月31日に延長。

※【平成29年11月1日から追加変更】

『パワーアップ保証』・『コラボさめき保証』

- ・個人事業主（青色申告）の方もご利用できるようになります。
- ・返済方法に『一括返済型』が追加されます。
- ・設備資金の返済期間が15年に延長されます。

『ステップアップ保証』

- ・運転資金の返済期間が10年に延長されます。

『その他』

- ・パワーアップ保証、コラボさめき保証、ステップアップ保証、グローアップ保証で財務要件の拡充を行います。

■ 新保証制度のお知らせ

平成29年11月1日に独自保証制度『ニューアシスト保証』を創設します。

ニューアシスト保証																					
コンセプト	協会を初めて利用する事業者の「お手伝い」します。 協会の保証残高が完済した事業者を「新たな気持ちでお手伝い」します。																				
資格要件	会社または医療法人、もしくは青色申告の個人事業主の方で、以下の(1)～(3)を満たしていること。 (1)保証申込事前相談の時点で、関連企業を含めて協会の保証付き融資の残高がない。 (2)県内で2年以上同一事業を営んでおり、2期(12か月)以上の決算書が提出できる。 (3)以下のいずれかを満たすこと ・直近2期の決算書において経常利益(個人事業主の場合は申告所得)を計上していること。 ・直近の決算書において経常利益を計上し、かつ、申込金融機関においてプロパー(保証会社付きを除く)の与信取引(手形割引、電子記録債権割引を除く)があり取引状況が良好であること。																				
融資限度額	3千万円以内であって、かつ次の範囲内とする。 ・直近の決算書における平均月商の2倍以内 ・本件融資後の総借入残高(役員及び身内からの借入を除く)が直近の決算書の年商以内																				
資金用途	事業に必要な運転資金または設備資金																				
保証期間	運転資金10年以内(据置期間6か月以内) 設備資金15年以内(据置期間1年以内)																				
保証料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保証料区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.80</td> <td>1.65</td> <td>1.45</td> <td>1.25</td> <td>1.05</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基準信用保証料率より0.1%割引しています</p>	保証料区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
保証料区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35												
貸付形式	証書貸付 手形貸付																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
返済方法	元金均等分割返済																				
連帯保証人	原則として法人の代表者以外の連帯保証人は徴求しない																				
担保	原則として徴求しない																				
その他	受付取扱期間は平成30年3月31日まで																				

コンプライアンス態勢

信用保証協会は公的機関として、法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することを求められています。

香川県信用保証協会は平成21年に理念と行動指針を定め、その実践のため年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定、実施してきました。今後も高いコンプライアンス意識の実現を目指し努力を続けます。

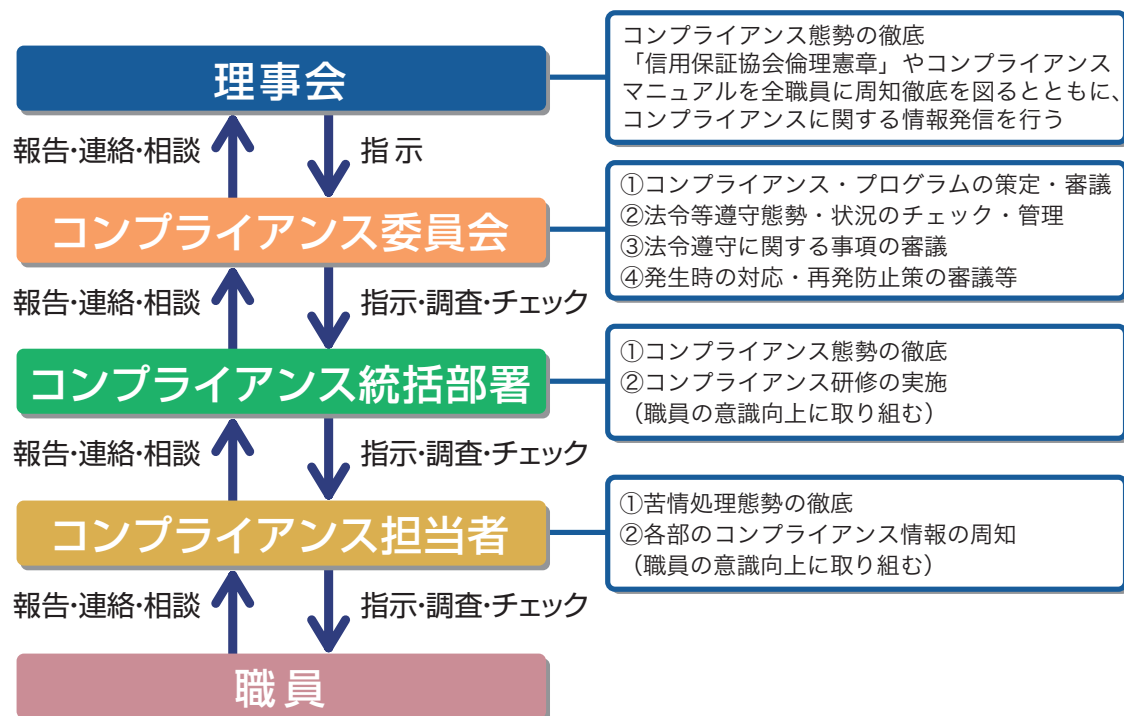
■ 基本的姿勢

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任
公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 法令やルールの厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
3. 反社会的勢力との対決
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

* この「基本的姿勢」は、平成10年1月に制定の信用保証協会倫理憲章に基づき作成しています



個人情報保護への取り組み

■ 個人情報保護宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・ 当協会は、「個人情報保護法」第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・ 請求の方法は当協会窓口に備置してある「「保有個人データ」開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(又は郵送)ください。
- ・ 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料(申請書1枚につき500円)をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・ 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・ お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・ お客様の個人情報を「個人情報保護法」第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・ (6)(7)の具体的な手続につきましては「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

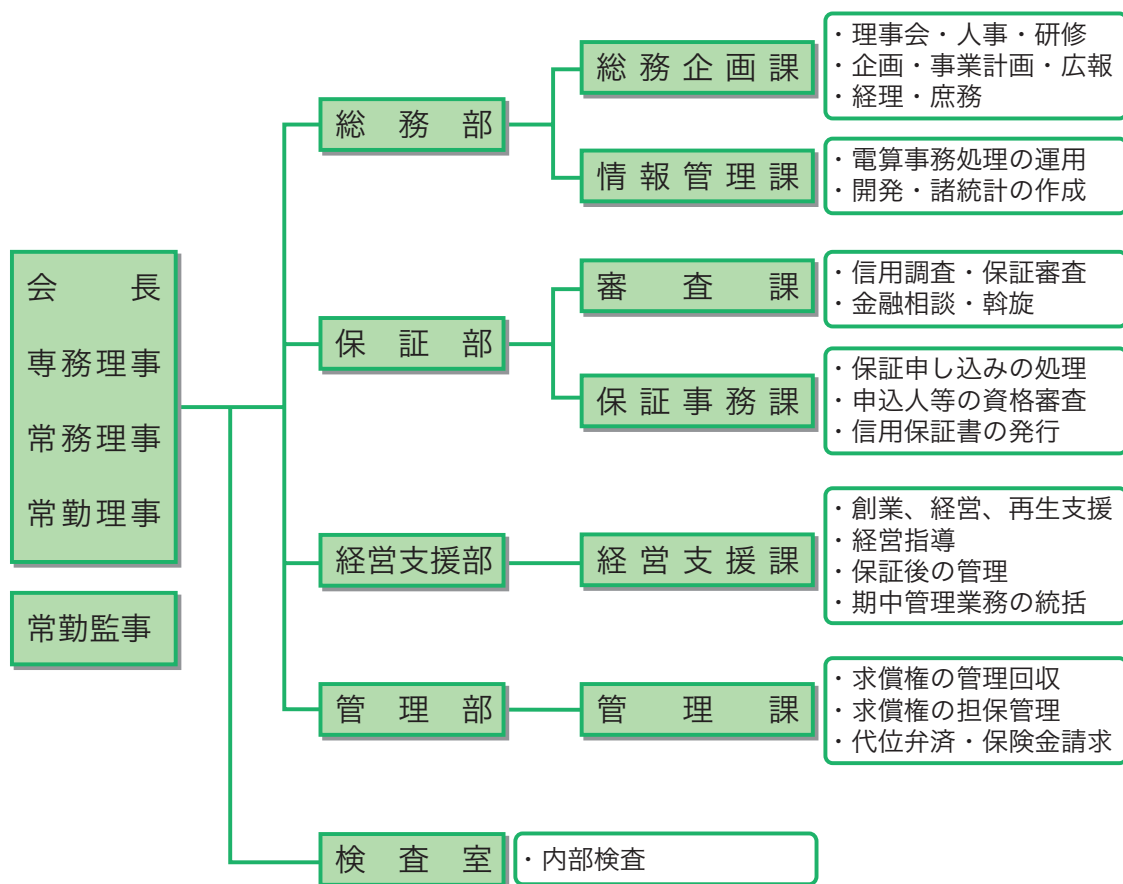
当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	高松市福岡町二丁目2番2-101号
電話番号	087-851-0061
部 署 名	総務部 総務企画課

役員・組織図

役員名	氏名	公職
会 長	高木 孝征	
専務理事	合田 隆行	
常務理事	香西 一憲	
常勤理事	栗本 博	
理 事	安藤 照文	県商工労働部長
//	平岡 政典	善通寺市長
//	白川 晴司	観音寺市長
//	横山 忠始	三豊市長
//	小野 正人	県町村会会長
//	森田 紘一	県商工会議所連合会副会長
//	篠原 公七	県商工会連合会会長
//	国東 照正	県中小企業団体中央会会長
//	小槌 和志	百十四銀行取締役常務執行役員
//	近石 政義	香川銀行常務取締役
//	佐藤 伸一	中国銀行常務執行役員四国地区本部長
//	蓮井 明博	高松信用金庫理事長
//	天野 睦	商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	梶原 昌幸	
監 事	新佐 耕二	日本公認会計士協会四国会顧問
//	水谷 正裕	穴吹エンタープライズ顧問
顧 問	正木 一博	日本銀行高松支店長

(平成29年7月31日現在)



資料編

○ 業務サマリー

保証申込		(単位：件、百万円)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数	4,662	3,672	3,188	3,637	2,955	
金額	52,047	37,696	32,189	37,247	27,810	

保証承諾		(単位：件、百万円)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数	4,591	3,630	3,155	3,609	2,924	
金額	51,039	37,189	31,803	36,755	27,622	

保証申込取消		(単位：件、百万円)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数	68	48	32	29	34	
企業数	66	48	32	28	33	
金額	680	465	285	387	241	

保証後取消		(単位：件、百万円)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数	41	39	16	32	31	
企業数	40	39	16	31	30	
金額	439	481	127	511	268	

保証債務残高		(単位：件、百万円)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数	18,887	17,537	16,079	14,949	13,225	
企業数	9,442	8,945	8,356	7,915	7,399	
金額	143,400	124,419	107,782	99,482	85,048	

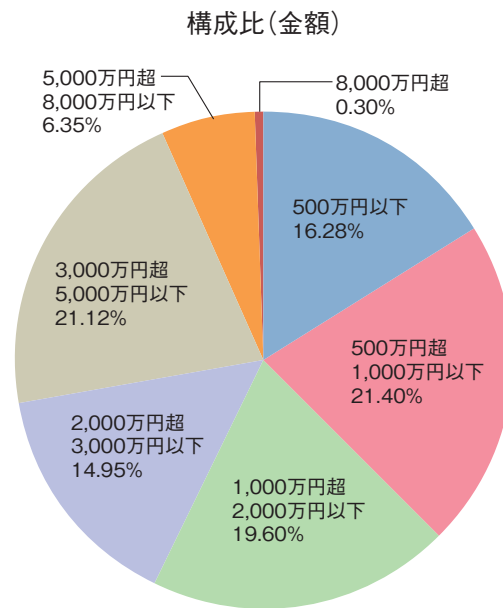
代位弁済(元利)		(単位：件、百万円)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数	393	210	220	183	161	
企業数	158	101	99	84	64	
金額	3,278	1,760	1,501	1,377	1,229	

回収		(単位：百万円)				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
金額	887	983	836	551	608	

○ 金額別保証承諾 (平成28年度)

(単位：件、百万円)

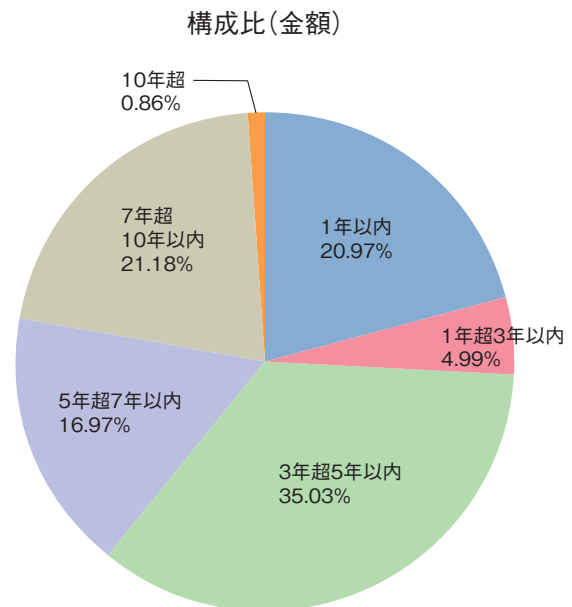
区 分	件 数	金 額
100万円以下	299	266
100万円超 200万円以下	320	584
200万円超 300万円以下	407	1,181
300万円超 500万円以下	542	2,467
500万円超 1,000万円以下	697	5,911
1,000万円超 2,000万円以下	337	5,414
2,000万円超 3,000万円以下	152	4,129
3,000万円超 5,000万円以下	141	5,834
5,000万円超 8,000万円以下	28	1,754
8,000万円超	1	83
合 計	2,924	27,622



○ 期間別保証承諾 (平成28年度)

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
3カ月以内	41	441
3カ月超 6カ月以内	40	398
6カ月超 1年以内	477	4,954
1年超 2年以内	86	776
2年超 3年以内	173	601
3年超 4年以内	64	250
4年超 5年以内	1,325	9,427
5年超 7年以内	379	4,687
7年超 10年以内	329	5,851
10年超	10	237
合 計	2,924	27,622

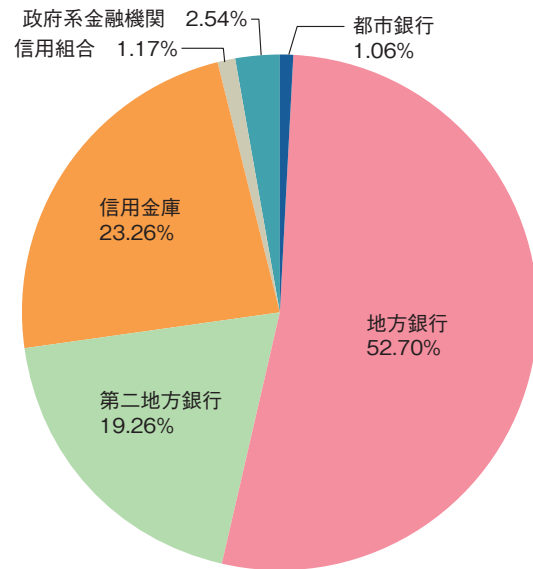


○ 金融機関別保証承諾 (平成28年度)

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
都市銀行	12	294
地方銀行	1,592	14,558
第二地銀協加盟行	560	5,319
信用金庫	658	6,425
信用組合	69	323
政府系金融機関	33	703
保険会社	0	0
その他の金融機関	0	0
合 計	2,924	27,622

構成比(金額)

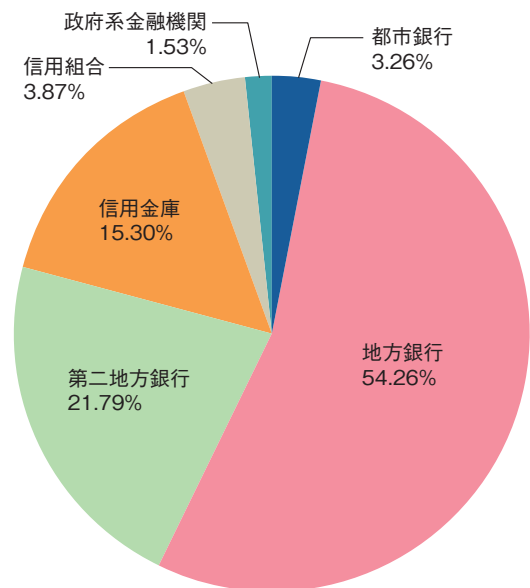


○ 金融機関別代位弁済 (平成28年度)

(単位：件、百万円)

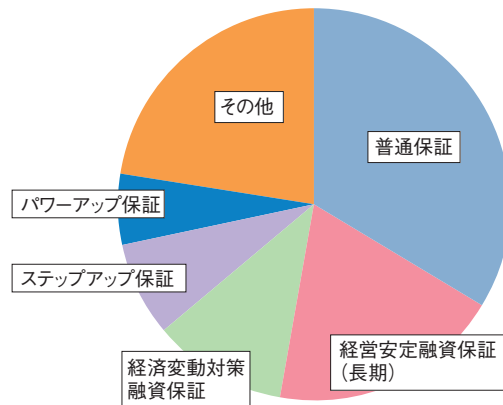
区 分	件 数	金 額
都市銀行	1	40
地方銀行	69	667
第二地銀協加盟行	44	268
信用金庫	37	188
信用組合	9	48
政府系金融機関	1	19
保険会社	0	0
その他の金融機関	0	0
合 計	161	1,229

構成比(金額)



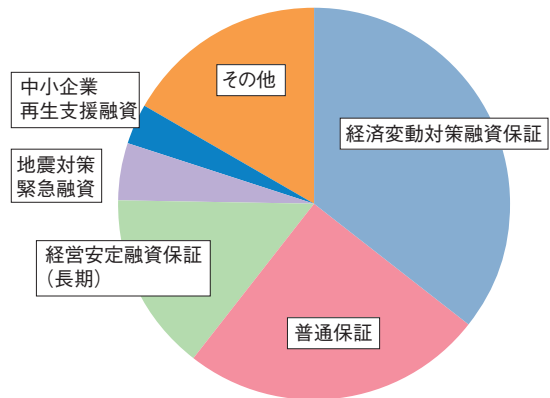
○ 制度別保証承諾 (平成28年度)

	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	普通保証	9,334	33.79
2	経営安定融資(長期)	5,281	19.12
3	経済変動対策融資	3,103	11.23
4	ステップアップ保証	2,106	7.62
5	パワーアップ保証	1,640	5.94



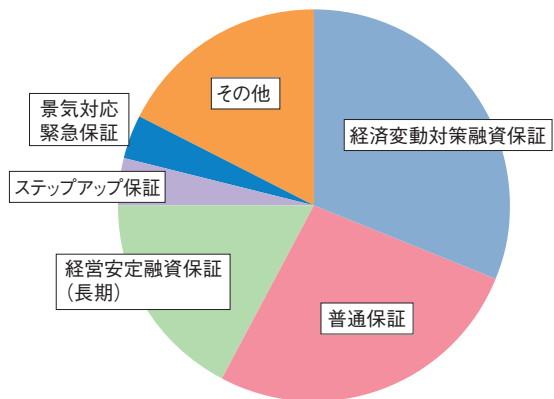
○ 制度別代位弁済 (平成28年度)

	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	経済変動対策融資	438	35.61
2	普通保証	309	25.15
3	経営安定融資(長期)	180	14.64
4	地震対策緊急融資	57	4.68
5	中小企業再生支援融資	41	3.32



○ 制度別保証債務残高 (平成28年度)

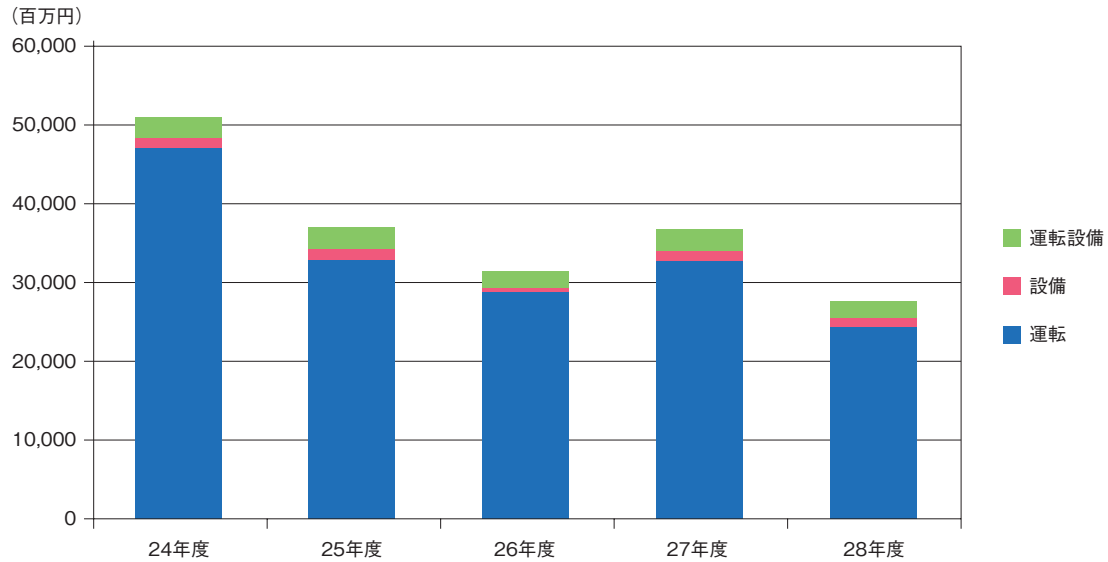
	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	経済変動対策融資	25,615	30.12
2	普通保証	21,937	25.79
3	経営安定融資(長期)	14,185	16.68
4	ステップアップ保証	3,139	3.69
5	景気対応緊急保証	2,967	3.49



○ 資金使途別保証承諾

(単位：件、百万円)

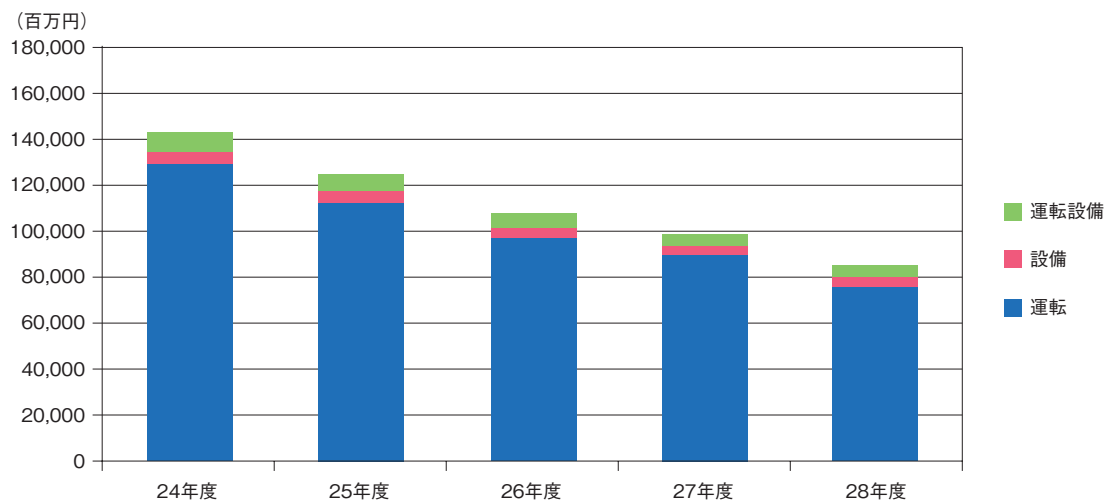
	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	4,136	47,064	3,183	33,024	2,783	28,717	3,177	32,716	2,542	24,402
設 備	223	1,349	233	1,416	179	997	193	1,345	180	1,135
運転設備	232	2,627	214	2,748	193	2,089	239	2,693	202	2,085
合 計	4,591	51,039	3,630	37,189	3,155	31,803	3,609	36,755	2,924	27,622



○ 資金使途別保証債務残高

(単位：件、百万円)

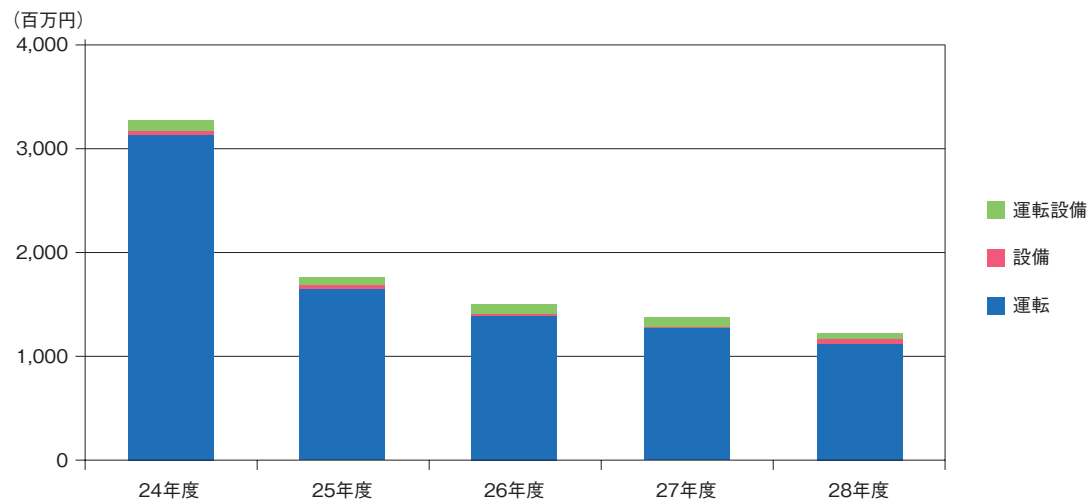
	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	16,653	129,442	15,481	112,064	14,159	96,977	13,098	89,136	11,545	75,802
設 備	1,175	5,453	1,131	5,196	1,061	4,660	1,026	4,599	947	4,306
運転設備	1,059	8,505	925	7,159	859	6,145	825	5,748	733	4,940
合 計	18,887	143,400	17,537	124,419	16,079	107,782	14,949	99,482	13,225	85,048



○ 資金使途別代位弁済(元利計)

(単位：件、百万円)

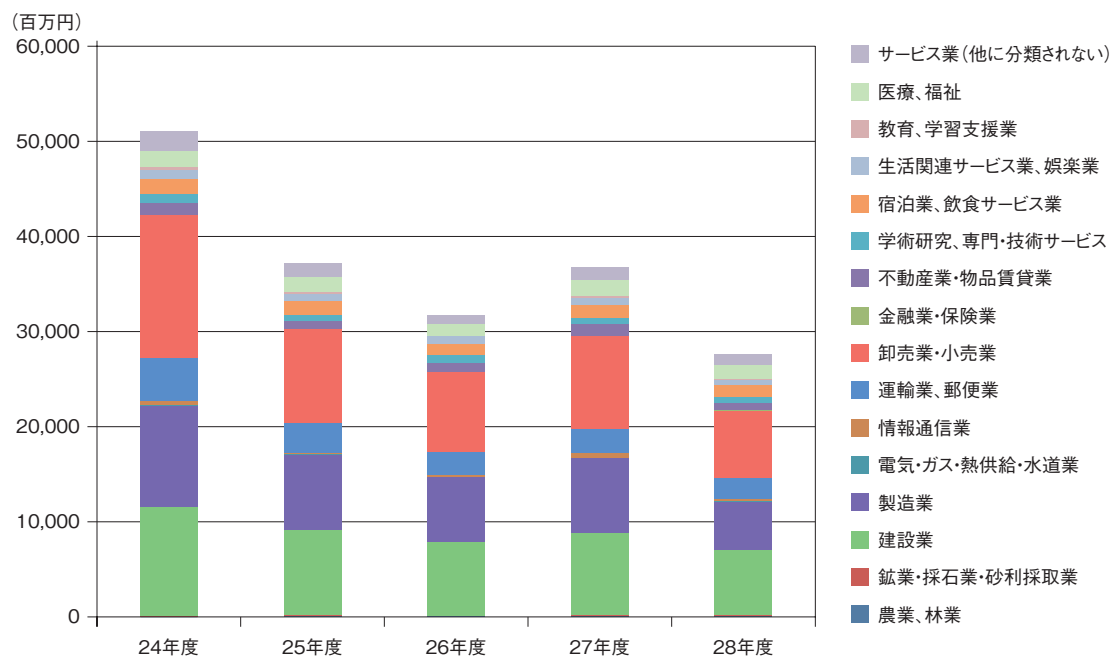
	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	365	3,133	190	1,650	202	1,389	173	1,275	141	1,119
設 備	11	42	9	38	10	24	3	11	6	56
運転設備	17	103	11	73	8	87	7	90	14	53
合 計	393	3,278	210	1,760	220	1,501	183	1,377	161	1,229



○ 業種別保証利用状況(保証承諾)

(単位：件、百万円)

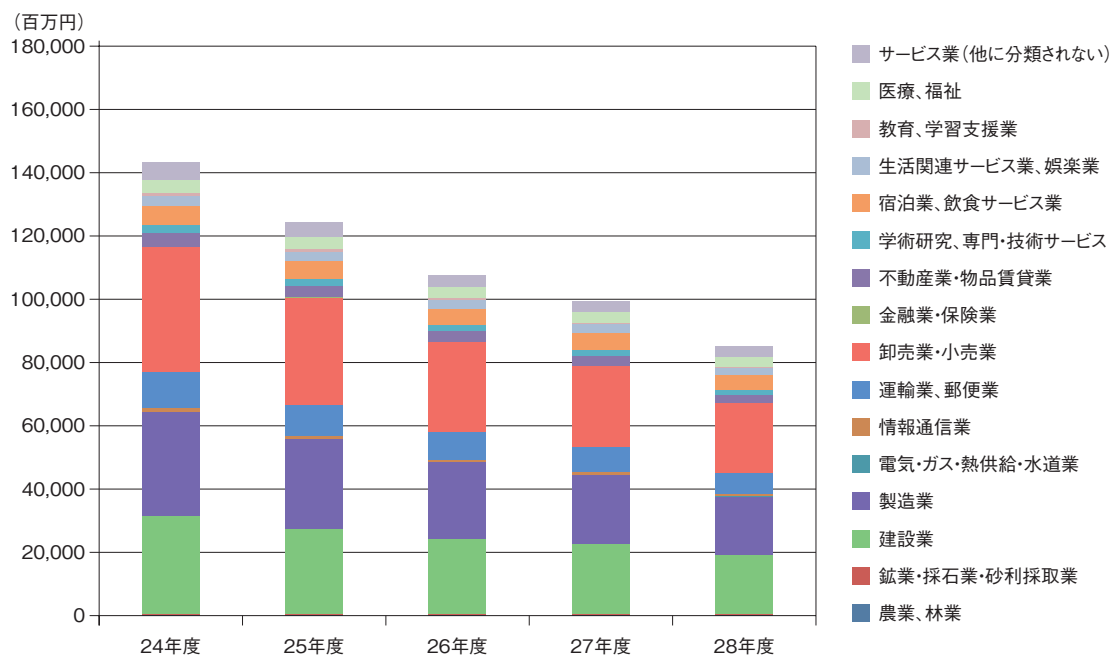
	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	0	0	2	6	1	3	1	2	3	3
鉱業・採石業・砂利採取業	6	55	10	133	5	80	7	122	6	136
建設業	1,124	11,559	870	8,955	789	7,815	953	8,689	773	6,848
製造業	776	10,581	628	7,928	550	6,742	598	7,828	420	5,135
電気・ガス・熱供給・水道業	4	28	8	65	4	54	5	53	1	10
情報通信業	67	517	24	199	19	174	43	471	32	266
運輸業、郵便業	289	4,495	214	3,147	168	2,450	172	2,580	133	2,162
卸売業・小売業	1,337	14,995	1,015	9,814	868	8,380	973	9,745	760	7,139
金融業・保険業	12	41	8	44	5	33	8	66	7	48
不動産業・物品賃貸業	107	1,225	78	775	94	975	89	1,169	88	771
学術研究、専門・技術サービス	153	973	136	703	122	751	127	650	115	566
宿泊業、飲食サービス業	245	1,530	222	1,445	189	1,224	213	1,424	218	1,328
生活関連サービス業、娯楽業	88	1,015	80	684	85	817	75	694	68	477
教育、学習支援業	19	308	23	272	13	94	19	234	22	141
医療、福祉	144	1,656	131	1,544	103	1,164	141	1,650	129	1,401
サービス業(他に分類されない)	220	2,063	181	1,474	140	1,046	185	1,379	149	1,193
合計	4,591	51,039	3,630	37,189	3,155	31,803	3,609	36,755	2,924	27,622



○ 業種別保証利用状況(保証債務残高)

(単位：件、百万円)

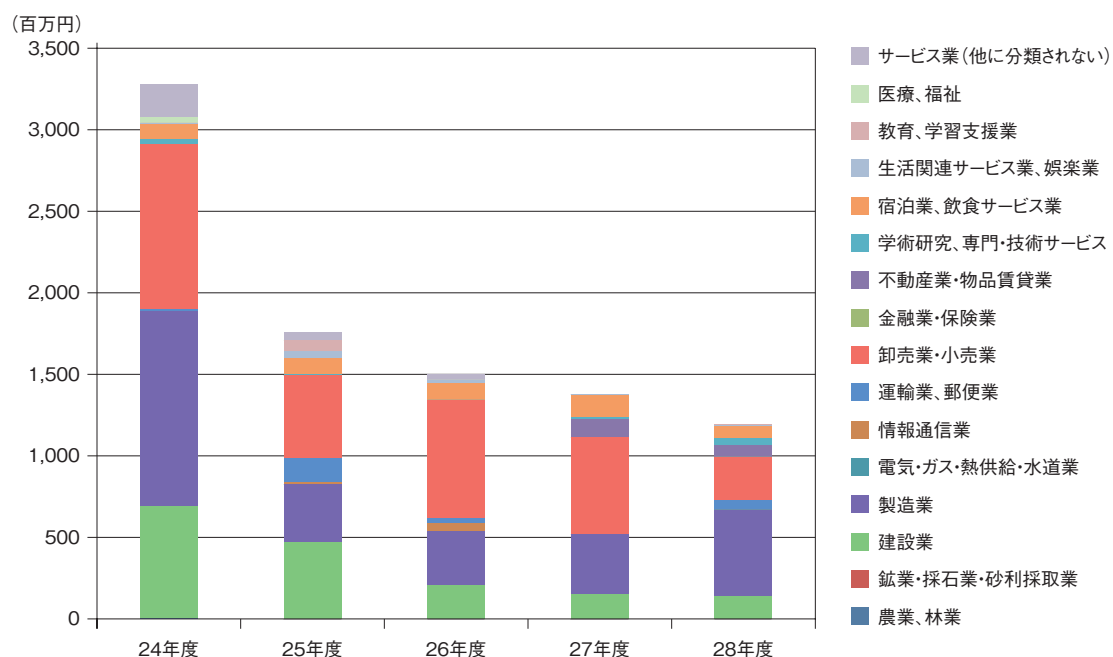
	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	5	11	7	11	2	3	3	4	6	5
鉱業・採石業・砂利採取業	46	430	47	428	43	388	45	411	40	384
建設業	4,371	30,999	4,079	27,013	3,798	23,793	3,575	22,119	3,210	18,945
製造業	3,438	32,817	3,137	28,248	2,839	24,206	2,572	21,856	2,183	18,239
電気・ガス・熱供給・水道業	4	28	12	72	15	103	18	135	16	87
情報通信業	277	1,425	237	1,104	195	827	154	799	130	740
運輸業、郵便業	1,128	11,355	1,025	9,799	961	8,636	893	7,858	734	6,512
卸売業・小売業	5,175	39,406	4,821	33,725	4,371	28,533	3,871	25,641	3,456	22,134
金融業・保険業	33	87	30	81	26	68	24	96	22	88
不動産業・物品賃貸業	562	4,178	493	3,512	463	3,179	411	2,954	377	2,598
学術研究、専門・技術サービス	543	2,537	530	2,240	484	1,910	529	2,051	462	1,603
宿泊業、飲食サービス業	1,193	6,087	1,162	5,779	1,098	5,302	1,151	5,394	968	4,488
生活関連サービス業、娯楽業	525	3,290	489	2,918	452	2,740	472	2,754	413	2,239
教育、学習支援業	101	847	104	787	90	648	73	497	100	586
医療、福祉	571	4,261	536	3,905	486	3,401	490	3,367	457	3,075
サービス業(他に分類されない)	915	5,644	828	4,796	756	4,046	668	3,545	651	3,326
合計	18,887	143,400	17,537	124,419	16,079	107,782	14,949	99,482	13,225	85,048



○ 業種別保証利用状況(代位弁済元利)

(単位：件、百万円)

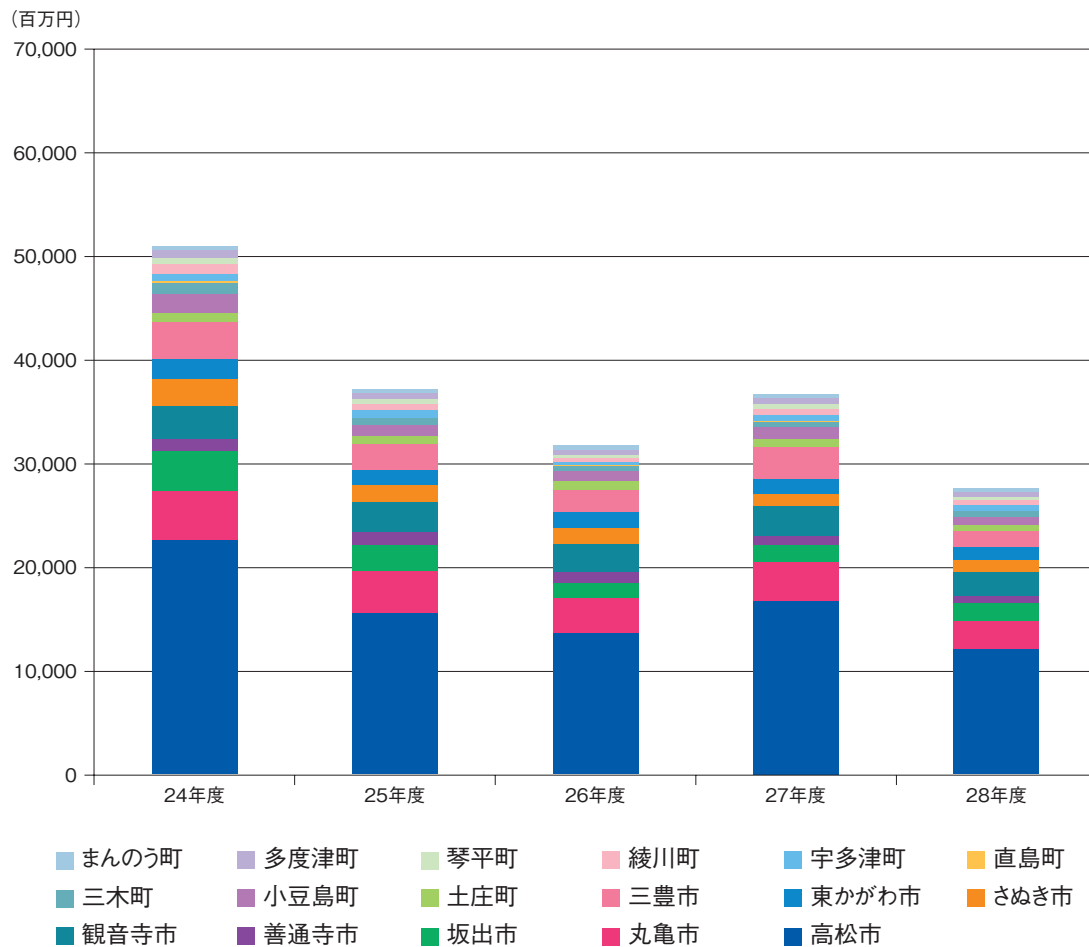
	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	90	692	48	468	34	204	26	153	24	139
製造業	102	1,192	31	359	46	332	42	365	53	530
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	2	6	4	11	8	50	1	1	0	0
運輸業、郵便業	3	11	17	151	4	31	1	1	9	60
卸売業・小売業	131	1,007	66	507	88	723	80	595	52	265
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業・物品賃貸業	1	6	0	0	1	4	5	108	1	71
学術研究、専門・技術サービス	2	29	1	3	0	0	3	14	6	42
宿泊業、飲食サービス業	31	87	25	99	20	101	21	135	11	77
生活関連サービス業、娯楽業	4	12	5	46	7	18	3	4	2	2
教育、学習支援業	0	0	4	62	4	3	1	1	2	9
医療、福祉	4	32	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されない)	22	204	9	55	8	35	0	0	1	33
合計	393	3,278	210	1,760	220	1,501	183	1,377	161	1,229



○ 地域別保証承諾

(単位：件、百万円)

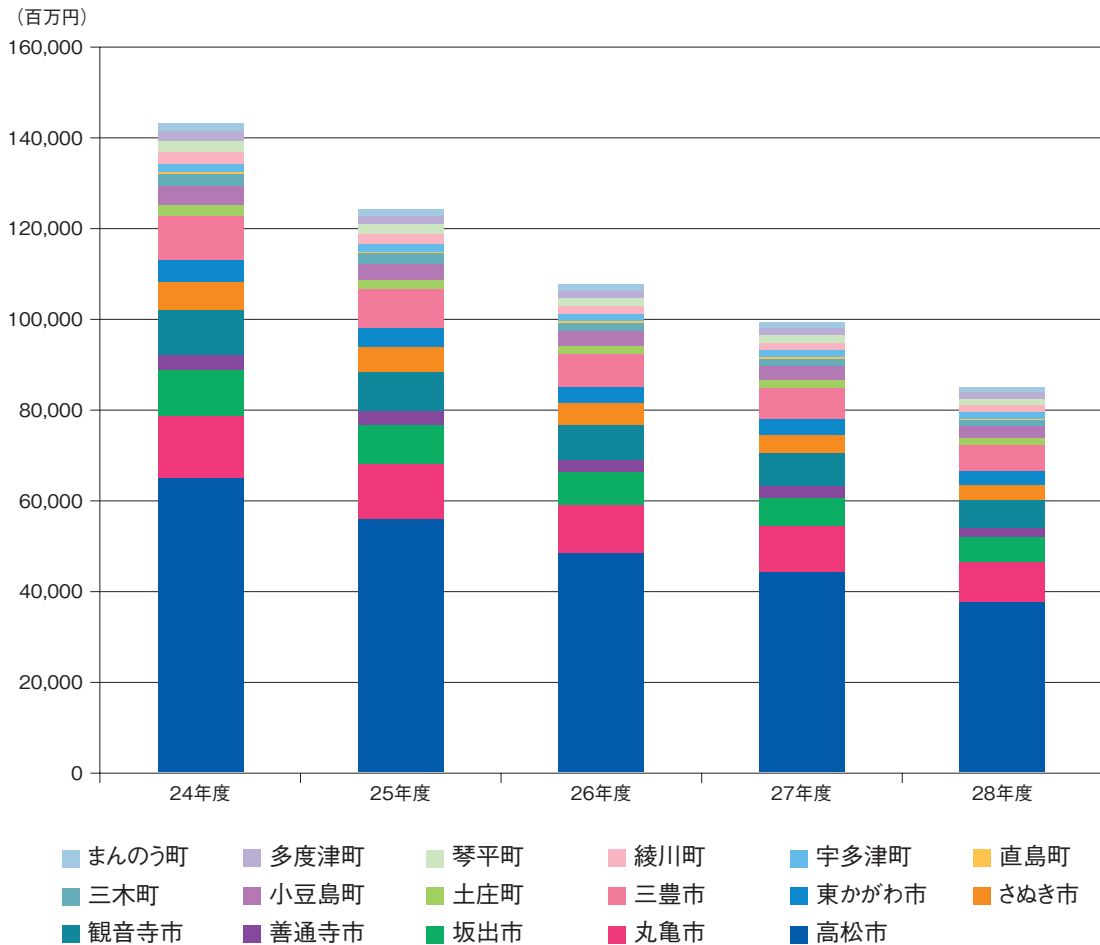
	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	1,972	22,622	1,538	15,630	1,293	13,689	1,434	16,737	1,241	12,079
丸亀市	448	4,807	366	3,998	345	3,349	398	3,792	319	2,786
坂出市	259	3,830	203	2,600	160	1,457	193	1,699	180	1,751
善通寺市	116	1,181	107	1,169	99	1,040	95	791	60	602
観音寺市	350	3,205	305	2,969	300	2,753	340	2,905	256	2,375
さぬき市	252	2,546	169	1,572	166	1,553	141	1,182	126	1,195
東かがわ市	162	2,022	137	1,512	133	1,557	118	1,428	114	1,165
三豊市	364	3,488	289	2,523	210	2,075	328	3,059	189	1,569
土庄町	79	925	71	730	78	916	76	843	47	551
小豆島町	124	1,782	94	1,124	91	976	105	1,169	73	765
三木町	113	1,085	65	610	57	489	58	415	64	565
直島町	25	228	14	76	8	46	20	164	6	93
宇多津町	65	631	60	693	37	343	70	588	61	514
綾川町	92	1,006	66	617	51	325	72	540	66	528
琴平町	47	616	35	431	35	312	37	476	27	284
多度津町	75	697	69	559	52	529	77	635	63	474
まんのう町	48	369	42	375	40	393	47	332	32	325
合計	4,591	51,039	3,630	37,189	3,155	31,803	3,609	36,755	2,924	27,622



○ 地域別保証債務残高

(単位：件、百万円)

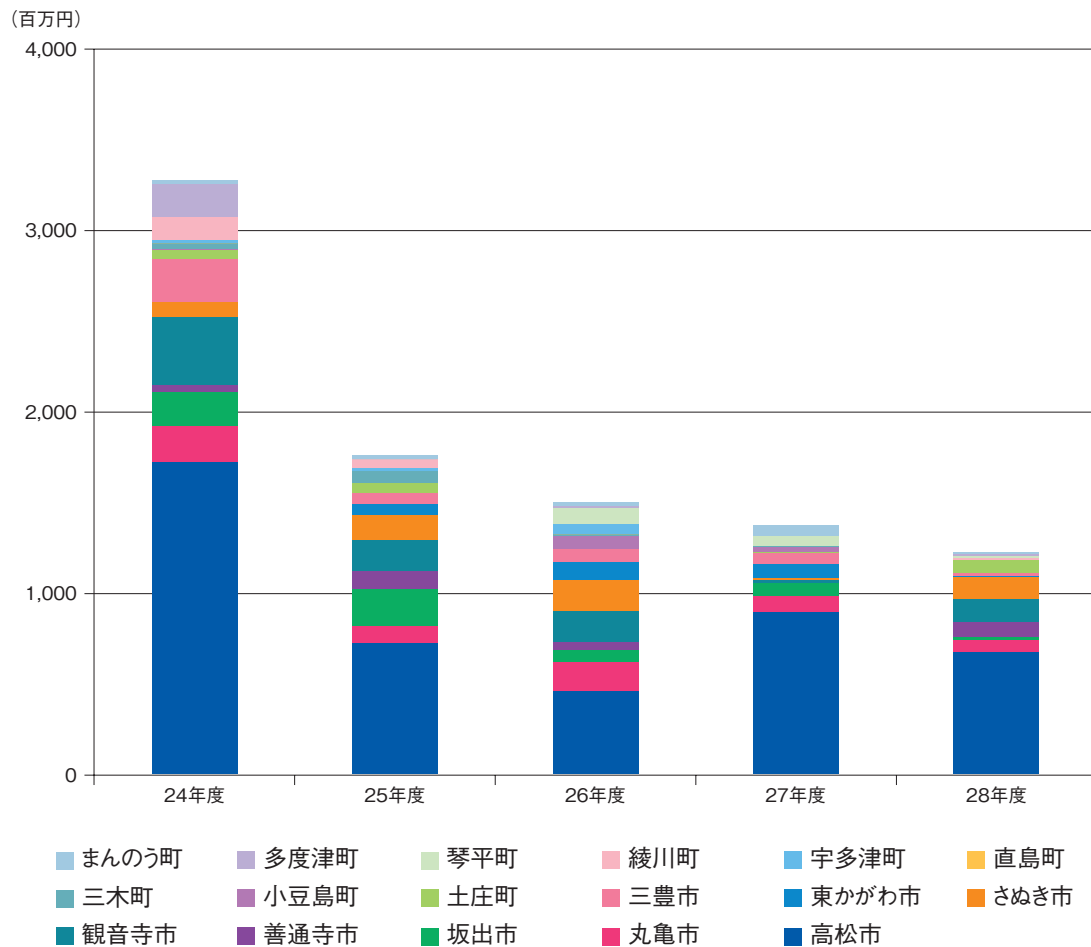
	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	8,298	64,950	7,781	56,062	7,124	48,529	6,488	44,400	5,687	37,704
丸亀市	1,906	13,787	1,785	12,002	1,666	10,560	1,556	10,010	1,413	8,904
坂出市	1,164	10,215	1,059	8,738	971	7,148	911	6,331	820	5,310
善通寺市	504	3,382	468	3,053	439	2,815	419	2,460	331	1,984
観音寺市	1,405	9,762	1,267	8,700	1,165	7,710	1,132	7,330	1,009	6,306
さぬき市	894	6,357	822	5,440	759	4,739	694	4,046	587	3,257
東かがわ市	657	4,691	614	4,145	563	3,676	499	3,411	470	3,131
三豊市	1,383	9,788	1,264	8,624	1,116	7,222	1,039	6,840	903	5,714
土庄町	319	2,405	308	2,065	278	1,903	280	1,884	237	1,559
小豆島町	434	4,110	403	3,549	392	3,182	387	3,092	339	2,546
三木町	369	2,782	335	2,359	299	1,919	277	1,643	272	1,500
直島町	57	390	60	334	61	269	58	285	38	197
宇多津町	260	1,752	238	1,674	225	1,513	236	1,570	234	1,510
綾川町	364	2,722	325	2,181	293	1,766	292	1,661	285	1,566
琴平町	263	2,422	249	2,144	222	1,757	203	1,621	189	1,336
多度津町	352	2,197	330	1,859	295	1,727	281	1,744	242	1,537
まんのう町	258	1,686	229	1,491	211	1,347	197	1,153	169	986
合計	18,887	143,400	17,537	124,419	16,079	107,782	14,949	99,482	13,225	85,048



○ 地域別代位弁済(元利計)

(単位：件、百万円)

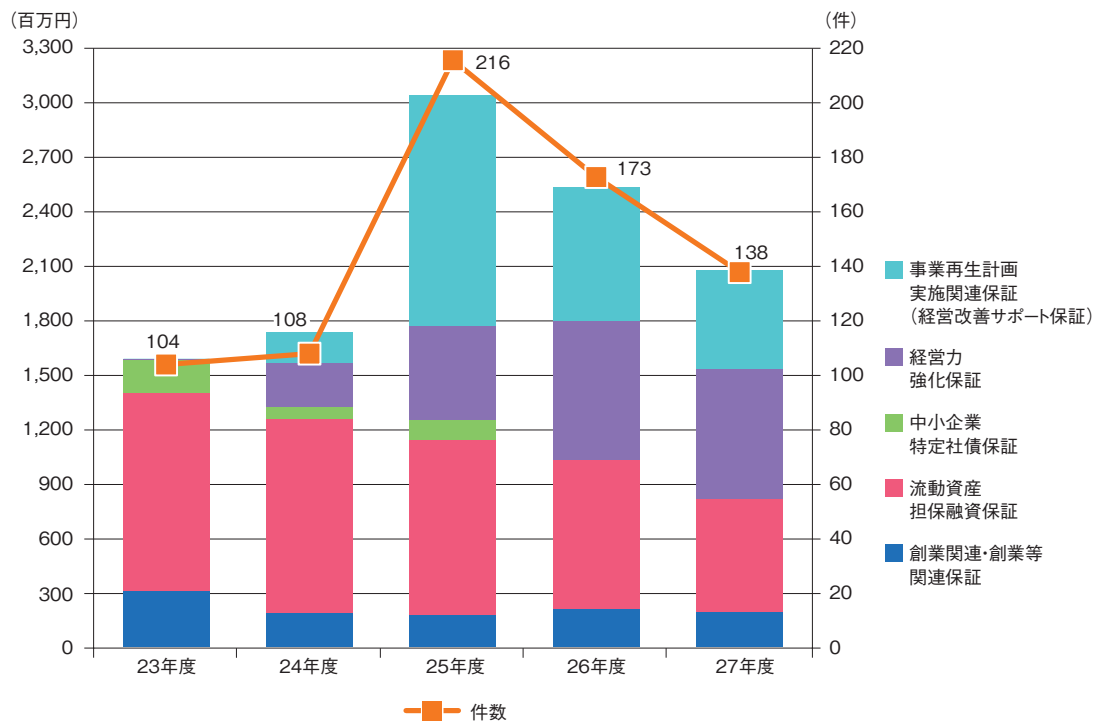
	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	196	1,725	76	726	77	460	112	895	70	679
丸亀市	26	196	18	97	27	161	21	92	14	62
坂出市	25	192	12	199	12	65	10	69	3	17
善通寺市	9	38	15	101	10	45	3	4	14	82
観音寺市	29	376	26	171	22	169	3	13	17	129
さぬき市	11	80	17	137	12	175	3	12	13	120
東かがわ市	3	5	9	64	13	100	6	75	2	6
三豊市	35	234	8	59	15	72	10	64	2	16
土庄町	9	48	7	55	0	0	1	2	12	73
小豆島町	5	10	0	0	8	70	2	32	2	1
三木町	7	29	7	66	1	8	3	3	2	1
直島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇多津町	4	20	3	18	3	58	0	0	0	0
綾川町	11	123	8	46	1	1	0	0	2	8
琴平町	3	5	1	0	12	85	4	56	2	12
多度津町	17	179	0	0	2	13	1	1	3	10
まんのう町	3	18	3	22	5	18	4	58	3	11
合計	393	3,278	210	1,760	220	1,501	183	1,377	161	1,229



○ 政策保証取組実績の推移 (平成28年度)

(単位：件、百万円)

	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
創業関連・創業等関連保証	65	311	39	190	47	179	53	208	54	196
流動資産担保融資保証	34	1,091	34	1,072	29	965	24	827	18	624
中小企業特定社債保証	4	184	2	64	2	112	0	0	0	0
経営力強化保証	1	5	19	245	43	518	43	766	29	715
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	0	0	14	169	95	1,271	53	735	37	544
政策保証合計	104	1,591	108	1,740	216	3,044	173	2,536	138	2,079



○ 協会独自保証制度の実績 (平成28年度)

(単位：件、百万円)

	保証承諾累計		保証債務残高	
	件数	承諾額	件数	残高
パワーアップ保証	169	3,805	145	2,862
コラボさぬき保証	25	720	21	495
グローアップ根保証	42	124	24	72
ステップアップ保証	1,047	4,377	901	3,139
経営サポート保証	10	237	9	195

香川県信用保証協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、香川県信用保証協会という。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を高松市に置く。

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は理事の3分の2以上の者の同意によって行わなければならない。

(公告)

第5条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行い、且つ、高松市において発行する四国新聞に掲載して行う。

第2章 業務

(業務)

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために左の業務を行う。

- (1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- (4) 中小企業者が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- (5) 前各号に掲げる業務に附随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

- (1) 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
- (2) 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権（以下この号において「特定金銭債権」という。）、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け

ロ イの規定により譲り受けた債権の管理（当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）

ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言

- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業（過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。）に必要な資金の出資
- (4) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

- 3 本協会は、前項第2号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士（弁護士法人を含む。）を代理人とし、又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。）に委託するものとする。
- 4 この条において「中小企業者」とは、香川県内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、「中小企業者等」とは、中小企業者、香川県内に住所若しくは居所を有する者又は同県内において勤労に従事する者をいう。

（保証債務の最高限度）

- 第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出捐金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の15倍とする。
- 2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3.0を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

（基本財産）

- 第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。
- 2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。
 - 3 出捐金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 - 4 本協会は、金融機関等負担金（第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。）を受入れ、これを基本財産に充てることができる。金融機関等負担金は、当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 - 5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 - 6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は変更をしないものとする。

（事業年度）

- 第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員及び顧問

（定数）

- 第10条 本協会に役員として理事17人以内及び監事3人以内を置く。

（任命）

- 第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから香川県知事が任命する。

（任期）

- 第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることができる。
- 2 理事12人以下又は監事1人となったときは、遅滞なく、補欠の理事又は監事を定めなければならない。補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職務を行なう。

（会長、専務理事、常務理事）

- 第13条 理事のうちから会長1人、専務理事1人及び常務理事1人を互選する。
- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
 - 3 専務理事は、本協会を代表し、会長を補佐して本協会の業務を処理し、会長に事故があるときはその職務を行なう。
 - 4 常務理事は、本協会を代表し、会長、専務理事を補佐して本協会の業務を処理し、会長、専務理事に事故があるときはその職務を行なう。

(理事会)

第14条 理事会は理事をもって組織する。

第15条 本協会の業務は理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

第16条 理事会は会長が招集する。

2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して会長に理事会の招集を請求したときは、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

4 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

5 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面による決議をもって理事会の決議に代えることができる。

6 前項の書面による決議には理事会の決議に関する規定を準用する。

7 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは、書面による決議があったものとする。

(顧問)

第17条 本協会に顧問をおくことができる。

2 顧問は学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第5章 合併及び解散

(合併)

第18条 本協会は理事会の決議により合併することができる。

2 前項の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行なわなければならない。

(解散事由)

第19条 本協会は、次の事由によって解散する。

(1) 理事会の決議

(2) 合併

(3) 破産手続開始の決定

(4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の決議には前条第2項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第20条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出捐者に対し、出捐の額に応じ、且つ、その出捐の額を限度として分配するものとする。

2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は香川県に帰属する。

(附則)

この定款は、平成22年6月17日から施行する。

